【表紙】

の名称】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成23年3月14日

【発行者名】 アライアンス・バーンスタイン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 ティモシー・ファブリス・ライアン

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

【事務連絡者氏名】 北川 勤

(連絡場所)

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

【電話番号】 03-5962-9165

【届出の対象とした募集内国投 資信託受益証券に係るファンド アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信

[,]ンド Aコース (為替ヘッジあり)

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信

Bコース(為替ヘッジなし)

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信

Aコース(為替ヘッジあり) 1兆円を上限とします。

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信

Bコース(為替ヘッジなし) 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 A コース (為替ヘッジあり) アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 B コース (為替ヘッジなし)

以下、両ファンドを総称して「当ファンド」または「アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信」という場合があり、それぞれのファンドを「ベビーファンド」または「ファンド」という場合があります。また、「アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり)」を「Aコース」、「Aコース(為替ヘッジあり)」または「アライアンス米国成長株A」といい、「アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)」を「Bコース」、「Bコース(為替ヘッジなし)」または「アライアンス米国成長株B」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型、委託者指図型)の受益権です。

当初の信託元本は、1口当たり1円です。

当ファンドは、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

A コース: 1兆円を上限とします。 B コース: 1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込みを受付けた日(以下、「取得申込受付日」といいます。)の翌営業日の基準価額^{*}とします。 基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は日々変動しますので、販売会社にお問い合わせ ください。

また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」(アライアンスの欄)に、A(為替ヘッジあり)は「米成長A」、B(為替ヘッジなし)は「米成長B」の略称で掲載されます。

*「基準価額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

(5)【申込手数料】

申込価額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額)と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率(3.15%(税抜3.00%)を上限とします。)を乗じて得た額とします。販売会社が別に定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

スイッチング(乗換え)*による取得申込みは、無手数料となります。

*スイッチング(乗換え)とは、当ファンドの「Aコース」、「Bコース」のうち、いずれか一方のファンドを換金し、その換金代金を もって、その換金の申込みを受付けた日に他方のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

Aコース、Bコースそれぞれに、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る一般コースと、収益分配金が税引後無手数料で再投資される自動けいぞく投資コースの2つのコースがあります。なお、自動けいぞく投資コースをお申込みの受益者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款に基づく契約を結びます。コース名称や契約名は異なる場合がありますので、販売会社へご確認ください。

(6)【申込単位】

お申込みには、A コース、B コースそれぞれに、2 つのコースがあります。

「一般コース」

1万口以上1万口单位

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位

なお、当初お申込みいただいたコースの途中変更はできません。

スイッチングによる取得申込みは、上記各コースの申込単位と同じです。ただし、AコースまたはBコースの全額をスイッチングされる場合は、1口単位とします。スイッチングの場合には、換金されるファンドと取得申込みされるファンドをご指示ください。

自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

(7)【申込期間】

平成23年3月15日から平成24年3月14日までです。

なお、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所(販売会社):野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 国内のすべての本・支店等において取得の申込みおよびスイッチングの申込みを取扱います。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込代金をお申込みを受付けた日から起算して5営業日目までに取得申込みされた販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、アライアンス・バーンスタイン株式会社(委託会社)の指定する口座を経由して、中央三井アセット信託銀行株式会社(受託会社)の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払込取扱場所は販売会社とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、マザーファンド^{*}を通じて、主として成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

*マザーファンドは、アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンドです。

委託会社が適切と判断した場合には、米国以外の発行者による米国預託証券(ADR)、優先証券などに投資することがあります。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、Aコース、Bコースそれぞれ金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| 追加型 | 海外 | 債 券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産() |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・ 単位型・追加型の区分・・・追加型
 - 一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。
- ・ 投資対象地域による区分・・・海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・ 投資対象資産による区分・・・株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替 ヘッジ |
|---------------------------------------|----------|---------|---------------------------------------|-----------|
| 株式 | 年1回 | グローバル | | |
| 一般 | | (日本含む) | | Aコース |
| 大型株 | 年2回 | 日本 | ファミリーファ | あり |
| 中小型株 | | 北米 | ンド | (フルヘッジ) |
| 債券 | 年4回 | 区欠州 | | |
| 一般公債 | | アジア | | Bコース |
| 公債 | 年6回(隔月) | オセアニア | ファンド・オブ | なし |
| 社債 | | 中南米 | ・ファンズ | |
| その他債券 | 年12回(毎月) | アフリカ | | |
| クレジット属性 () | | 中近東(中東) | | |
| 不動産投信 | 日々 | エマージング | | |
| その他資産 | | | | |
| (投資信託証券(株式)) | その他() | | | |
| 資産複合 () | | | | |
| 資産配分固定型 | | | | |
| 資産配分変更型 | | | | |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | · | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | · |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・ 投資対象資産による属性区分・・・その他資産(投資信託証券(株式))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産(収益の源泉)は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産(投資信託証券(株式))」に分類されます。

・ 決算頻度による属性区分・・・年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

・ 投資対象地域による属性区分・・・北米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・ 投資形態による属性区分・・・ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

・ 為替ヘッジによる属性区分・・・

A コース: 為替ヘッジあり(フルヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、全ての資産に為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいい ます。

Bコース: 為替ヘッジなし

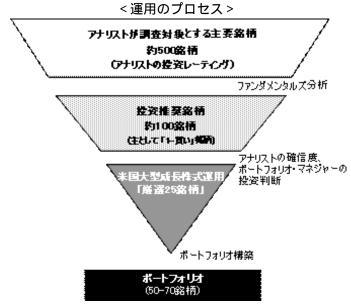
目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを 行う旨の記載がないものをいいます。

* 当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

ファンドの特色

- a.マザーファンドを通じて、主として成長の可能性が高いと判断される米国株式に投資します。
- b.企業のファンダメンタルズ分析と株価バリュエーションに基づく銘柄選択を基本としたアクティブ運用 を行います。

高い利益成長もしくは持続的な利益成長の可能性が高いと判断される企業を発掘します。 株価の値上がりが期待できる企業を選別するため、アライアンス・バーンスタインのリサーチ・アナ リストとポートフォリオ・マネジャーがボトム・アップによるファンダメンタルズ分析を行います。



(平成22年12月末現在)

アナリストが調査対象とする約500銘柄について、徹底したファンダメンタルズ分析を行い、「1-買い」、「2-中立」、「3-売り」の投資レーティングを付与します。

分析にあたっては、経営陣の質、業界内の競争力、利益成長率、株価水準等を精査します。

主として投資レーティングで「1-買い」を付与された銘柄が投資推奨銘柄(約100銘柄)となります。 この中から、アライアンス・バーンスタイン^{*}の米国大型成長株運用チームが25銘柄を選定し、この 「厳選25銘柄」を中心にポートフォリオの構築が行われます。

「厳選25銘柄」は、米国大型成長株運用チームがアナリストの確信度などを考慮し、有望と判断される銘柄を選定します。

アライアンス・バーンスタイン株式会社(E12480)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

* アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

c.マザーファンドおよびAコース(為替ヘッジあり)の運用の一部は、アライアンス・バーンスタインの グル - プ会社に委託します。

運用指図に関する権限委託:

マザーファンドの株式等の運用およびAコース(為替ヘッジあり)の為替ヘッジ

国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

委託先(投資顧問会社):

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタインは、総額約4,780億米ドル(平成22年12月末現在、約38.8兆円*)の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界23ヵ国44都市(平成22年9月末現在)に拠点を有しています。

- * 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=81.105円(平成22年12月30日のWMロイター)を用いております。
- d.S&P500株価指数(配当金込み)*をベンチマークとします。

A コース (為替ヘッジあり)

S&P500株価指数(配当金込み、円ヘッジベース)^{*}

Bコース(為替ヘッジなし)

S&P500株価指数(配当金込み、円ベース)^

* S & P 5 0 0 株価指数とは、米国の投資情報会社であるスタンダード・アンド・プアーズ (S & P) 社が算出、公表している株価指数で、米国の主要 5 0 0 銘柄を時価総額で加重平均し算出したものです。S & P 5 0 0 株価指数(配当金込み、円ヘッジベース)は、S & P 5 0 0 株価指数(配当金込み、米ドルベース)をもとに、為替ヘッジにかかる費用相当分を考慮して委託会社が円ヘッジベースに換算したものです。S & P 5 0 0 株価指数(配当金込み、円ベース)は、S & P 5 0 0 株価指数(配当金込み、 サベース)は、S & P 5 0 0 株価指数(配当金込み、 サベース)をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円ベースに換算したものです。

ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。また、投資対象国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

e.「Aコース(為替ヘッジあり)」と「Bコース(為替ヘッジなし)」の2本のファンドがあります。 Aコース(為替ヘッジあり)

実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

Bコース(為替ヘッジなし)

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

A コース(為替ヘッジあり)とB コース(為替ヘッジなし)の間でスイッチングが可能です。

f. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成18年4月27日 関東財務局長に有価証券届出書を提出。

平成18年5月25日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

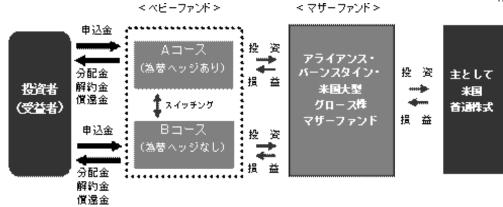
(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

(ファンドの仕組み)

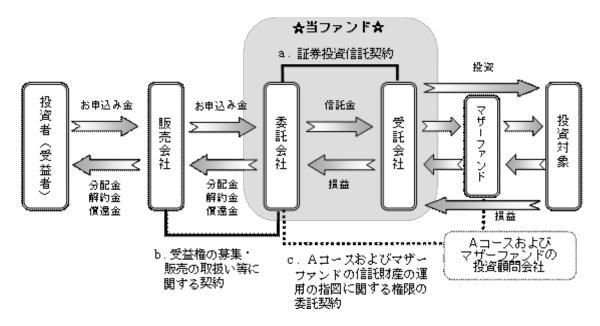


ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。

マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。

ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合もあります。

新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドに投資することがあります。



<販売会社>

野村證券株式会社

・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

<委託会社>

アライアンス・バーンスタイン株式会社

・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

<受託会社>

中央三井アセット信託銀行株式会社

(再信託受託会社)

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ・信託財産の管理業務等を行います。
- <Aコースおよびマザーファンドの投資顧問会社>

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

・A コースおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図の一部 (除く国内余剰資金の運用の指図)を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

関係法人との契約等の概要

a . 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業

務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。 す。

b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、 販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取 扱い等を規定しています。

c . A コースおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において、A コースおよびマザーファンドの「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

委託会社等の概況

a . 資本金の額

資本金の額は130百万円です。(平成23年1月末現在)

b . 委託会社の沿革

平成8年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社設立

平成8年12月3日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成11年5月31日 有価証券に係る投資顧問業登録

平成11年12月9日 投資一任契約に係る業務の認可

平成12年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更

平成12年1月1日 有価証券投資に関する投資助言業務および投資一任契約に係る業務の営業を開始。

アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク (現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク)東京支店より、両業務の営業を譲り受ける。

平成18年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更

c . 大株主の状況

(平成23年1月末現在)

| | | (十)以23十 1 月. | <u> </u> |
|----|--|--------------|----------|
| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
| | アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ ウィルミントン オレンジ・ストリート 1209 | 2,600株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、マザーファンドを通じて、主として成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

運用態度

- a.主としてアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド受益証券への投資を通じて、成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- b.株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- c.Aコース(為替ヘッジあり)の実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ること基本とします。
 - Bコース (為替ヘッジなし) の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- d. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまた は予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき 等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

主としてアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド受益証券に投資します。

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- a . 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利
- c . 金銭債権
- d.約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

a . 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンドの受益証券に投資するほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b . 国債証券
- c . 地方債証券
- d.特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- f . 特定目的会社に係る特定社債券
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- h.協同組織金融機関に係る優先出資証券
- i . 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券
- j.コマーシャル・ペーパー
- k.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約 権証券
- 1. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m.投資信託または外国投資信託の受益証券
- n.投資証券、投資法人債券または外国投資証券

- o . 外国貸付債権信託受益証券
- p.オプションを表示する証券または証書
- q . 預託証書
- r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s . 指定金銭信託の受益証券
- t . 抵当証券
- u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に表示されるべきもの
- v . 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお a . の証券または証書、1 . ならびに q . の証券または証書のうち a . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b . から f . までの証券および 1 . ならびに q . の証券または証書のうち b . から f . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m . の証券および n . の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b. 指定金銭信託
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

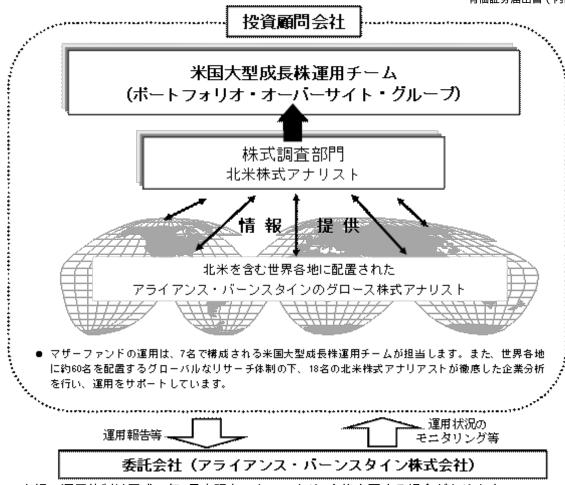
金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記 のa.からd.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)【運用体制】

委託会社はマザーファンドおよびAコースの信託財産の運用の指図に関する権限の一部(国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。)を以下の者に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド



上記の運用体制は平成22年9月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として、6月15日および12月15日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- a.分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- b. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合等には、分配を行わない場合もあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行います。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a.配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息および品借料を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- b.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に

係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に、原則として決算日から起算して5営業日までの日からお支払いします。

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

a . 株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

- b.投資する株式等の範囲
 - (イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りでありません。
 - (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、別に定める条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- c . 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。なお、マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総

d . 投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます(以下同じ。)。

e . 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが 国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f . 未登録・未上場の株式等への投資割合

未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の 乏しいものへの投資については、それらの実質合計額が純資産総額の10%以内とします。

- g. 同一銘柄への投資割合
 - (イ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該 株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純 資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (ロ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (八) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債*の時価 総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価

総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。

*新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。)をいいます。

h . 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)
 - () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額とします。)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲 a.からd.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - () コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本h.で規定する全オプション 取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲 内とします。
- (ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - () コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本h.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (八)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 金融商品の指図範囲 a.からd.」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲 a . から d . 」に掲げる金融商品で運用している額(以下、「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等

を加えた額を限度とします。

- () コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本h.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- i . スワップ取引の運用指図・目的・範囲
 - (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - (ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - (二)上記(八)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
 - (ホ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - (へ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の 提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- j . 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲
 - (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - (ハ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超る計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - (二)上記(八)においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商

品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの 受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- (ホ)為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (へ)上記(ホ)においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ト)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (チ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と 認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

法令により禁止または制限される取引等

a. 同一法人の発行する株式の取得制限

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b. 投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動 その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により 算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予 約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。)を 行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

a . 外国為替予約の指図

委託会社は、外貨建資産の為替ヘッジのため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただし、「Bコース(為替ヘッジなし)」では、原則として為替ヘッジは行いません。

- b . 有価証券貸付けの指図・目的・範囲
 - (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の()および()の範囲で貸付けの指図をすることができます。
 - ()株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価金額の合計額が、信託財産で保有する株式の時価金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - () 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - (ロ) 上記(イ)()および()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその 超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

c . 有価証券の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。 なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 前記(イ)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 上記(イ)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支払われます。
- d . 有価証券の売却および再投資の指図
 - (イ) 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに 信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
 - (ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

e. 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (八) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(参考)アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンドの投資方針等

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

運用方法

a . 投資対象

米国を本拠地とする企業が発行する普通株式を主要投資対象とします。

b . 運用態度

- (イ)通常の市場環境においては、成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に対して投資を行います。ただし、委託会社が適切と判断した場合には、外国発行者による米国預託証券(ADR)、優先証券、米国財務省証券、銀行引受手形、国内預金証書、1年以内に償還される質の高い短期証券等に投資することができます。
- (ロ)企業のファンダメンタルズ分析と株価バリュエーションに基づく銘柄選択を基本としてアクティブ 運用を行います。
- (ハ)米国以外の外国証券については、原則純資産総額の15%未満の保有とします。

- (二)外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。ただし、資金動向、市況動向によっては、上記のような 運用ができない場合もあります。
- (ホ)有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権付取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めます。
- (へ)信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- (ト)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

c . 投資制限

- (イ)株式への投資割合には、制限を設けません。
- (口)外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。
- (ハ)新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- (二)未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資割合については、それらの合計額が純資産総額の10%以内とします。
- (ホ)同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (へ)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資 産総額の5%以内とします。
- (ト)同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (チ)投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

平成23年2月末現在、アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド受益証券を投資対象とする当ファンド以外の公募のファンドはありません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド受益証券への投資を通じて株式など値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

為替変動リスク

A コース (為替ヘッジあり)

実質外貨建資産について外国為替予約取引、通貨先物取引、通貨オプション取引等を用いて為替変動リスクの低減を図ります。ただし、市況動向の変化、ヘッジをかける比率、タイミング等により、想定したほどヘッジ効果があがらない場合があり、基準価額に影響を及ぼすことが考えられます。また、為替ヘッジを行

う通貨の国の金利が日本の金利に比べ高い場合には、金利差相当分のヘッジ・コストがかかり、収益力が低下することが考えられます。

Bコース(為替ヘッジなし)

実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動によりファンドの基準 価額が影響を受けます。

信用リスク

株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

インデックスの下落に伴うリスク

「Aコース(為替ヘッジあり)」はS&P500株価指数(配当金込み、円ヘッジベース)、「Bコース (為替ヘッジなし)」はS&P500株価指数(配当金込み、円ベース)をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用ができない場合があります。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(2) 投資リスクの管理体制

投資顧問会社におけるリスク管理

ポートフォリオ・オーバーサイト・グループが、常時ポートフォリオをモニターし、そのリスク管理を行っています。運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。運用にあたってはアナリストが投資レーティングを「買い」とした銘柄を中心に組入れていますが、各アナリストの投資レーティングの結果は全社的にモニターし、評価しています。

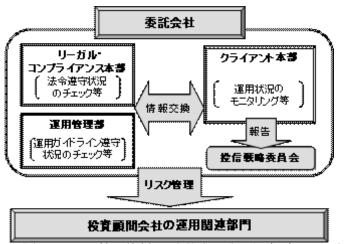
また、リーガル・コンプライアンス部、チーフ・オペレイティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサーらがその委員となるリスク管理委員会を設置し、運用チームとは独立したリスク管理を行っ

ています。

委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク(市場リスク、信用リスク、為替リスク等)があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。



上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額)と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率(3.15%(税抜3.00%)を上限とします。)を乗じて得た額とします。

販売会社が別に定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

スイッチング(乗換え)による取得申込みは、無手数料となります。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料 ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年1.6485%(税抜年1.57%)の率を乗じて得た額とします。 信託報酬の配分は、以下のとおりとします。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|------------|------------|------------|
| 年0.7875% | 年0.7875% | 年0.0735% |
| (税抜年0.75%) | (税抜年0.75%) | (税抜年0.07%) |

A コースおよびマザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末

および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

その他の費用

- a.信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託 財産中から支払われます。
- b.ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
- c.信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに 資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおいても、上記「 その他の費用」のうちa.およびb.に記載されている費用を負担します.

その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

- a . 信託約款の作成。印刷および監督官庁への届出等に係る費用
- b.有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- c . 目論見書作成、印刷および交付に係る費用
- d. 運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- e . 受益権の管理事務に係る費用
- f.信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督 官庁への届出等に係る費用
- g.この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- h.信託財産の監査に係る費用
 - . この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

上記 の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

個別元本について

- a.追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c.同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。 また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得 コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d.特別分配金が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の投資元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。収益分配金のうち所得税およ

全額普通分配金

(課税)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

び住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際

a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元 本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っ ている場合には、収益分配金の全額が普通分配金と なります。

b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元 本を下回っている場合には、その下回る部分の額が 特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控 除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者



分配金

分配

落ち

基後準の

分配

前の

基準

価額

の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益 者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が特別分配金となります。 個人・法人別の課税の取扱い

a. 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金(普通分配金)ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、10%(所得税7%および住民税3%)の税率*で源泉徴収さ れ、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税(配当 控除の適用はありません。) を選択することもできます。

- 一部解約時および償還時の価額から取得費用(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益 は、譲渡所得等とみなされ、10%(所得税7%および住民税3%)の税率*により申告分離課税が適用 されます。特定口座(源泉徴収選択口座)の場合、10%(所得税7%および住民税3%)の税率 で源 泉徴収され、申告は不要となります。
- *平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間適用される税率です。平成24年1月1日以降は20%(所得税 15%および住民税5%)の税率となります。

(ロ) 損益通算について

上場株式等・公募株式投資信託の譲渡損失と申告分離課税を選択した配当金・収益分配金を損益通算 できます。過去3年分の譲渡損失の繰越控除も可能です。なお、その年で控除しきれない損失については、 翌年以後3年間にわたり繰越控除ができます。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金(普通分配金)ならびに一部解約時および償還時の個別元本 超過額については、7%(所得税のみ)の税率*で源泉徴収されます。住民税は課せられません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

* 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間適用される税率です。平成24年1月1日以降は15%(所得税 のみ)の税率となります。

上記は、平成23年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になること があります。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 A コース (為替ヘッジあり)

2010年12月30日現在

| 資産の種類 | 国 名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|-----|-------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | - | 491,583,213 | 97.51 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 12,536,186 | 2.48 |
| 合計 (純資産総額) | - | 504,119,399 | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 B コース (為替ヘッジなし)

2010年12月30日現在

| 資産の種類 | 国 名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|-----|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | - | 3,447,650,250 | 100.06 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 2,118,541 | 0.06 |
| 合計(純資産総額) | - | 3,445,531,709 | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド

2010年12月30日現在

| | | 2010 12/300 7012 |
|--------|--|--|
| 国 名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
| アメリカ | 3,294,016,657 | 83.62 |
| カナダ | 35,317,725 | 0.89 |
| スイス | 139,569,939 | 3.54 |
| バミューダ | 42,375,451 | 1.07 |
| アイルランド | 121,605,033 | 3.08 |
| イスラエル | 52,351,930 | 1.32 |
| パナマ | 49,233,976 | 1.24 |
| アンティル | 146,045,636 | 3.70 |
| 小 計 | 3,880,516,347 | 98.51 |
| - | 58,500,738 | 1.48 |
| - | 3,939,017,085 | 100.00 |
| | アメリカ カナダ スイス バミューダ アイルランド イスラエル パナマ アンティル | アメリカ 3,294,016,657 カナダ 35,317,725 スイス 139,569,939 バミューダ 42,375,451 アイルランド 121,605,033 イスラエル 52,351,930 パナマ 49,233,976 アンティル 146,045,636 小計 3,880,516,347 - 58,500,738 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 A コース(為替ヘッジあり)

【投資有価証券の主要銘柄】

2010年12月30日現在

| | | | | | | | | | 4 -70 1- | | | | |
|---|------|---------------|-------------------------------------|-------|---------------|-------------|---------------|---------------|-------------|-------|----|--|----|
| | [国/ | 種類 | 銘柄名 | 種類/業種 | 1壬 华五 / 沙火 1壬 | 1壬半五 / 光十1壬 | 15 42 / 44 15 | 15 42 / 44 15 | 簿価 | | 時価 | | 投資 |
| 乜 | Z 地域 | 作里天共 | 近似石 | 性料/耒悝 | 口数 | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | 比率 | | | |
| | | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | % | | | |
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | アライアンス・バーンスタイン・ 米国大型グロース株マザーファンド | その他 | 645,376,413 | 0.7695 | 496,617,150 | 0.7617 | 491,583,213 | 97.51 | | | |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2010年12月30日現在

| 国内/外国 | 種類 | 投資比率(%) |
|-------|-----------|---------|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 97.51 |
| 合計 | | 97.51 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はございません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はございません。

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 B コース(為替ヘッジなし)

投資有価証券の主要銘柄

2010年12月30日現在

| | 2010年12/100日兆日 | | | | | | | | | | 27611 | | |
|---|----------------|---------------------------------------|------------|-------|-------|-------|----|----|----|----|-------|--|----|
| 順 | 国/ | 種類 | 銘柄名 | 種類/業種 | | | 簿価 | | 時価 | | 投資 | | |
| 位 | 地域 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 始州石 | 性類/耒性 | 性税/耒性 | 性料/耒性 | 口数 | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | | 比率 |
| | | | | | | 円 | 円 | 円 | F | 9 | % | | |

EDINET提出書類

アライアンス・バーンスタイン株式会社(E12480)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1 日本 | 親投資信託 | アライアンス・バーンスタイン・ 受益証券 | 米国大型グロース株マザーファンド | その他 | 4,526,257,385 | 0.7694 | 3,482,502,433 | 0.7617 | 3,447,650,250 | 100.06 | (注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2010年12月30日現在

| 国内/外国 | 種類 | 投資比率(%) |
|-------|-----------|---------|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 100.06 |
| 合計 | | 100.06 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はございません。

(参考)アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

2010年12月30日現在

| 順 | 国 / | | | | T | î | 事価 | | <u>午12月30日</u> 寺価 | 投資 |
|----|------------|----|-----------------------------|----------------------------|--------|----------------|------------------|----------------|----------------------|------|
| 位 | 地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | 比率 |
| 1 | アメリカ | 株式 | APPLE INC | テクノロジー・ハードウェ アおよび機器 | 10,310 | 円 20,699.27 | 円 213,409,524 | 円 26,507.88 | 円 273,296,264 | % |
| 2 | アメリカ | 株式 | JPMORGAN CHASE & CO | 各種金融 | | | 180,622,813 | | | |
| 3 | アメリカ | 株式 | GOOGLE INC-CL A | ソフトウェア・サービス | 4,054 | 39,350.70 | 159,527,762 | 48,975.48 | 198,546,636 | 5.04 |
| 4 | アメリ カ | 株式 | GOLDMAN SACHS GROUP INC | 各種金融 | 11,900 | 12,315.58 | 146,555,446 | 13,660.16 | 162,556,007 | 4.12 |
| 5 | ア ン ティル | 株式 | SCHLUMBERGER LTD | エネルギー | 21,430 | 4,799.76 | 102,858,878 | 6,815.00 | 146,045,636 | 3.70 |
| 6 | スイス | 株式 | ALCON INC | ヘルスケア機器・サービス | 10,485 | 11,926.06 | 125,044,754 | 13,311.39 | 139,569,939 | 3.54 |
| 7 | アメリ カ | 株式 | NOBLE ENERGY INC | エネルギー | 18,425 | 5,278.59 | 97,258,027 | 7,102.66 | 130,866,665 | 3.32 |
| 8 | アメリ カ | 株式 | ORACLE CORPORATION | ソフトウェア・サービス | 42,500 | 2,274.28 | 96,657,318 | 2,566.93 | 109,094,737 | 2.76 |
| 9 | アメリ カ | 株式 | UNITED PARCEL SERVICE -CL B | 運輸 | 18,375 | 5,490.79 | 100,893,380 | 5,922.69 | 108,829,487 | 2.76 |
| 10 | アメリ カ | 株式 | EMC CORP MASS | テクノロジー・ハードウェ アおよび機器 | 53,760 | 1,513.26 | 81,353,357 | 1,868.56 | 100,454,092 | 2.55 |
| 11 | アメリ カ | 株式 | DOW CHEMICAL | 素材 | 34,400 | 2,169.26 | 74,622,674 | 2,789.40 | 95,955,452 | 2.43 |
| 12 | アメリ カ | 株式 | DANAHER CORP | 資本財 | 23,700 | 3,249.82 | 77,020,762 | 3,843.06 | 91,080,721 | 2.31 |
| 13 | アメリ カ | 株式 | CISCO SYSTEMS INC | テクノロジー・ハードウェ アおよび機器 | 54,300 | 1,842.48 | 100,047,147 | 1,650.17 | 89,604,366 | 2.27 |
| 14 | アメリ カ | 株式 | KOHLS CORP | 小売 | 16,715 | 4,233.40 | 70,761,372 | 4,421.64 | 73,907,836 | 1.87 |
| 15 | アメリ カ | 株式 | GILEAD SCIENCES INC | 医薬品・バイオテクノロ ジー・ライフサイエンス | 24,700 | 2,820.36 | 69,663,111 | 2,966.23 | 73,266,029 | 1.86 |
| 16 | アメリ カ | 株式 | FORD MOTOR CO | 自動車・自動車部品 | 50,700 | 933.87 | 47,347,482 | 1,364.14 | 69,162,029 | 1.75 |
| 17 | アメリ カ | 株式 | JOHNSON CONTROLS INC | 自動車・自動車部品 | 21,350 | 2,311.87 | 49,358,452 | 3,125.95 | 66,739,169 | 1.69 |
| 18 | アメリ カ | 株式 | DEERE & CO | 資本財 | 9,700 | 5,953.50 | 57,749,013 | 6,788.93 | 65,852,639 | 1.67 |
| 19 | アイル ランド | 株式 | COOPER INDUSTRIES PLC-CL A | 資本財 | 13,800 | 3,799.06 | 52,427,080 | 4,751.68 | 65,573,210 | 1.66 |
| 20 | アメリ カ | 株式 | OCCIDENTAL PETROLEUM CORP | エネルギー | 8,100 | 6,783.01 | 54,942,447 | 8,069.95 | 65,366,633 | 1.65 |
| 21 | アメリ カ | 株式 | WALT DISNEY CO | メディア | 21,000 | 2,767.40 | 58,115,408 | 3,064.02 | 64,344,504 | 1.63 |
| 22 | アメリ カ | 株式 | STARBUCKS CORP | 消費者サービス | 24,100 | 2,161.11 | 52,082,866 | 2,649.23 | 63,846,681 | 1.62 |
| 23 | アメリ カ | 株式 | CITRIX SYSTEMS INC | ソフトウェア・サービス | 10,830 | 5,135.70 | 55,619,662 | 5,598.36 | 60,630,271 | 1.53 |
| 24 | アメリカ | 株式 | CME GROUP INC | 各種金融 | 2,230 | 24,308.46 | 54,207,881 | 26,454.91 | 58,994,457 | 1.49 |
| 25 | 刀 | 株式 | BROADCOM CORP-CL A | 半導体・半導体製造装置 | 16,435 | 2,743.76 | 45,093,832 | 3,543.18 | 58,232,248 | 1.47 |
| 26 | /J | 株式 | GOODRICH CORPORATION | 資本財 | 8,100 | 5,662.72 | 45,868,101 | 7,166.23 | 58,046,467 | 1.47 |
| 27 | /) | 株式 | SOUTHWESTERN ENERGY CO | エネルギー | 19,190 | 2,892.38 | 55,504,939 | 3,015.94 | 57,875,982 | 1.46 |
| 28 | 73 | 株式 | EXPRESS SCRIPTS INC | ヘルスケア機器・サービス | 12,680 | 4,260.14 | 54,018,585 | 4,409.42 | 55,911,495 | 1.41 |
| 29 | エル | 株式 | TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR | 医薬品・バイオテクノロ ジー・ライフサイエンス | 12,345 | 4,302.67 | 53,116,485 | 4,240.73 | 52,351,930 | 1.32 |
| 30 | アメリ カ | 株式 | NEWS CORP-CL A | メディア | 43,900 | 1,101.74 | 48,366,596 | 1,187.30 | 52,122,878 | 1.32 |

種類別及び業種別の投資比率

2010年12月30日現在

| | | | 2010年12月30日現任 |
|-------|----|------------------------|---------------|
| 国内/外国 | | 種類/業種 | 投資比率(%) |
| 外国 | 株式 | | 98.51 |
| | | エネルギー | 12.71 |
| | | 各種金融 | 12.10 |
| | | ソフトウェア・サービス | 11.81 |
| | İ | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 11.76 |
| | İ | 資本財 | 9.39 |
| | | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 5.91 |
| | İ | 小売 | 5.83 |
| | | ヘルスケア機器・サービス | 5.16 |
| | İ | 素材 | 4.96 |
| | | 半導体・半導体製造装置 | 4.02 |
| | İ | メディア | 3.55 |
| | 1 | 自動車・自動車部品 | 3.45 |
| | | 消費者サービス | 2.87 |
| | İ | 運輸 | 2.76 |
| | | 食品・生活必需品小売り | 0.75 |
| | İ | 耐久消費財・アパレル | 0.56 |
| | | 保険 | 0.39 |
| | | 食品・飲料・タバコ | 0.24 |
| | | 銀行 | 0.22 |
| 合計 | | | 98.51 |

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はございません。

(3)【運用実績】

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 A コース (為替ヘッジあり)

【純資産の推移】

2010年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

| | | 純資産総額 | | 1万口当たり純 | 資産額(円) |
|----------|---------------|--------|--------|---------|--------|
| 計算期間 | 年月日 | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1期計算期間末 | (2006年12月15日) | 10,344 | 10,344 | 10,409 | 10,409 |
| 第2期計算期間末 | (2007年 6月15日) | 2,999 | 3,026 | 10,602 | 10,695 |
| 第3期計算期間末 | (2007年12月17日) | 1,271 | 1,282 | 10,840 | 10,933 |
| 第4期計算期間末 | (2008年 6月16日) | 925 | 925 | 9,855 | 9,855 |
| 第5期計算期間末 | (2008年12月15日) | 492 | 492 | 6,176 | 6,176 |
| 第6期計算期間末 | (2009年 6月15日) | 501 | 501 | 7,017 | 7,017 |
| 第7期計算期間末 | (2009年12月15日) | 498 | 498 | 8,281 | 8,281 |
| 第8期計算期間末 | (2010年 6月15日) | 444 | 444 | 7,755 | 7,755 |
| 第9期計算期間末 | (2010年12月15日) | 465 | 465 | 8,942 | 8,942 |
| 2009年 | 12月末日 | 503 | - | 8,414 | - |
| 2010年 | 1月末日 | 471 | | 7,945 | - |
| 2010年 | 2月末日 | 476 | - | 8,090 | - |
| 2010年 | 3月末日 | 504 | - | 8,612 | - |
| 2010年 | 4月末日 | 502 | • | 8,744 | - |
| 2010年 | 5月末日 | 447 | • | 7,812 | - |
| 2010年 | 6月末日 | 422 | • | 7,410 | - |
| 2010年 | 7月末日 | 438 | • | 7,798 | - |
| 2010年 | 8月末日 | 398 | - | 7,329 | - |
| 2010年 | 9月末日 | 438 | - | 8,086 | - |
| 2010年 | 10月末日 | 451 | - | 8,559 | - |
| 2010年 | 11月末日 | 456 | - | 8,644 | - |
| 2010年 | 12月末日 | 504 | - | 9,096 | - |

- (注1)表中の分配落の数値は、外国税額控除後の場合があります。
- (注2)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。
- (注3)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

| 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|----------------------------------|--------------|
| 第1期計算期間 (2006年5月25日~2006年12月15日) | 0 |
| 第2期計算期間 (2006年12月16日~2007年6月15日) | 100 |
| 第3期計算期間(2007年6月16日~2007年12月17日) | 100 |
| 第4期計算期間 (2007年12月18日~2008年6月16日) | 0 |
| 第5期計算期間 (2008年6月17日~2008年12月15日) | 0 |
| 第6期計算期間 (2008年12月16日~2009年6月15日) | 0 |
| 第7期計算期間 (2009年6月16日~2009年12月15日) | 0 |
| 第8期計算期間 (2009年12月16日~2010年6月15日) | 0 |
| 第9期計算期間 (2010年6月16日~2010年12月15日) | 0 |

【収益率の推移】

| 計算期間 | 収益率(%) |
|----------------------------------|--------|
| 第1期計算期間 (2006年5月25日~2006年12月15日) | 4.1 |
| 第2期計算期間 (2006年12月16日~2007年6月15日) | 2.7 |
| 第3期計算期間 (2007年6月16日~2007年12月17日) | 3.1 |
| 第4期計算期間 (2007年12月18日~2008年6月16日) | 9.1 |
| 第5期計算期間 (2008年6月17日~2008年12月15日) | 37.3 |
| 第6期計算期間 (2008年12月16日~2009年6月15日) | 13.6 |
| 第7期計算期間 (2009年6月16日~2009年12月15日) | 18.0 |
| 第8期計算期間 (2009年12月16日~2010年6月15日) | 6.4 |
| 第9期計算期間 (2010年6月16日~2010年12月15日) | 15.3 |

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)

純資産の推移

2010年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

| <u> 2010年12月本日及び門</u> | <u> 口削 牛以 にの) る台</u> | 万不なりひに下記 | 」可昇期101年の代5 | 見住り]性物は人り | このりしり。 |
|-----------------------|--------------------------|----------|-------------|-----------|--------|
| 計算期間 | 年月日 | 純資産総額 | | 1万口当たり純 | |
| 日 昇 別 目 | 十万口 | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1期計算期間末 | (2006年12月15日) | 72,743 | 72,743 | 11,271 | 11,271 |
| 第2期計算期間末 | (2007年 6月15日) | 36,165 | 36,581 | 12,229 | 12,370 |
| 第3期計算期間末 | (2007年12月17日) | 13,543 | 13,543 | 11,870 | 11,870 |
| 第4期計算期間末 | (2008年 6月16日) | 9,354 | 9,354 | 10,488 | 10,488 |
| 第5期計算期間末 | (2008年12月15日) | 4,061 | 4,061 | 5,467 | 5,467 |
| 第6期計算期間末 | (2009年 6月15日) | 4,585 | 4,585 | 6,713 | 6,713 |
| 第7期計算期間末 | (2009年12月15日) | 4,392 | 4,392 | 7,188 | 7,188 |
| 第8期計算期間末 | (2010年 6月15日) | 3,867 | 3,867 | 6,926 | 6,926 |
| 第9期計算期間末 | (2010年12月15日) | 3,569 | 3,569 | 7,332 | 7,332 |
| 2009年 | 12月末日 | 4,562 | - | 7,575 | - |
| 2010年 | 1月末日 | 4,104 | • | 6,964 | - |
| 2010年 | 2月末日 | 4,084 | - | 7,063 | - |
| 2010年 | 3月末日 | 4,456 | - | 7,818 | - |
| 2010年 | 4月末日 | 4,488 | • | 8,024 | - |
| 2010年 | 5月末日 | 3,892 | - | 6,946 | - |
| 2010年 | 6月末日 | 3,515 | • | 6,372 | - |
| 2010年 | 7月末日 | 3,560 | - | 6,589 | - |
| 2010年 | 8月末日 | 3,172 | • | 6,031 | - |
| 2010年 | 9月末日 | 3,400 | - | 6,610 | - |
| 2010年 | 10月末日 | 3,380 | - | 6,765 | - |
| 2010年 | 11月末日 | 3,475 | - | 7,123 | - |
| 2010年 | 12月末日 | 3,445 | - | 7,255 | - |

- (注1)表中の分配落の数値は、外国税額控除後の場合があります。 (注2)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。
- (注3) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

分配の推移

| 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|----------------------------------|--------------|
| 第1期計算期間 (2006年5月25日~2006年12月15日) | 0 |
| 第2期計算期間 (2006年12月16日~2007年6月15日) | 150 |
| 第3期計算期間 (2007年6月16日~2007年12月17日) | 0 |
| 第4期計算期間 (2007年12月18日~2008年6月16日) | 0 |
| 第5期計算期間 (2008年6月17日~2008年12月15日) | 0 |
| 第6期計算期間 (2008年12月16日~2009年6月15日) | 0 |
| 第7期計算期間 (2009年6月16日~2009年12月15日) | 0 |
| 第8期計算期間 (2009年12月16日~2010年6月15日) | 0 |
| 第9期計算期間 (2010年6月16日~2010年12月15日) | 0 |

収益率の推移

| 計算期間 | 収益率(%) |
|----------------------------------|--------|
| 第1期計算期間 (2006年5月25日~2006年12月15日) | 12.7 |
| 第2期計算期間 (2006年12月16日~2007年6月15日) | 9.8 |
| 第3期計算期間 (2007年6月16日~2007年12月17日) | 2.9 |
| 第4期計算期間 (2007年12月18日~2008年6月16日) | 11.6 |
| 第5期計算期間 (2008年6月17日~2008年12月15日) | 47.9 |
| 第6期計算期間 (2008年12月16日~2009年6月15日) | 22.8 |
| 第7期計算期間 (2009年6月16日~2009年12月15日) | 7.1 |
| 第8期計算期間 (2009年12月16日~2010年6月15日) | 3.6 |
| 第9期計算期間 (2010年6月16日~2010年12月15日) | 5.9 |

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以 下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

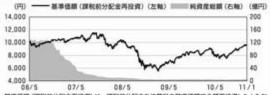
運用実績

基準日:2011年1月31日現在

ファンドの運用実績

9,245 円 基準価額 純資産総額 5億円

基準価額・純資産の推移



基準価額 (課税前分配金再投資) は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみな した価額です。

税金、申込手数料など考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

| 決算期 | 1 | 分配金 |
|-----|----------------|-------|
| 第5期 | 2008年 12月 | 0 円 |
| 第6期 | 2009年 6月 | 0 円 |
| 第7期 | 2009年 12月 | 0 円 |
| 第8期 | 2010年 6月 | 0 円 |
| 第9期 | 2010年 12月 | 0円 |
| | 10-SP:xtx WF8+ | 200 m |

分配金は1万口当り課税前

運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

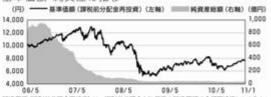
資產構成比率

| 組入資産 | 比率 (%) | |
|---------|--------|--|
| マザーファンド | 99.3 | |
| 現金等 | 0.7 | |
| 合計 | 100.0 | |

Bコース(為替ヘッジなし)

7.437 円 基準価額 純資産総額 34億円

基準価額・純資産の推移



基準価額 (課税前分配会再投資) は、課税前分配会を決算日の基準価額で全額再投資したとみな

税金、申込手数料など考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

| 決算期 | | 分配金 |
|---|-----------|-------|
| 第5期 | 2008年 12月 | 0 円 |
| 第6期 | 2009年 6月 | 0 円 |
| 第7期 | 2009年 12月 | 0 円 |
| 第8期 | 2010年 6月 | 0 円 |
| 第9期 | 2010年 12月 | 0 円 |
| *************************************** | 設定來累計 | 150 円 |

分配金は1万口当り課税前

護用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

資產構成比率

| 組入資産 | 比率 (%) | | |
|---------|--------|--|--|
| マザーファンド | 100.0 | | |
| 現金等 | 0.0 | | |
| 合計 | 100.0 | | |

主な資産の状況 (マザーファンドベース)

組入上位10銘柄

| - | (80 | | | | |
|----|------------------|----------|------------|---------|--|
| | 銘柄名 | セクター | B | 組入比率(%) | |
| 1 | アップル | 情報技術 | 米国 | 7.0 | |
| 2 | JPモルガン・チェース | 金融 | 米国 | 5.4 | |
| 3 | グーグル | 情報技術 | 米国 | 4.7 | |
| 4 | ゴールドマン・サックス・グループ | 金融 | 米国 | 4.2 | |
| 5 | シュルンベルジェ | エネルギー | オランダ管アンティル | 3.7 | |
| 6 | ノーブル・エナジー | エネルギー | 米国 | 3.3 | |
| 7 | オラクル | 情報技術 | 米国 | 2.9 | |
| 8 | EMC | 情報技術 | 米国 | 2.6 | |
| 9 | UPS | 資本財・サービス | 米国 | 2.5 | |
| 10 | シスコ・システムズ | 情報技術 | 米国 | 2.3 | |
| | | 組入上位1 | 0銘柄計 | 38.7 | |

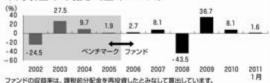
上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

申組入比率は、全て純資産総額に対する比率です(小数点第2位を回接五入しています)。 カカター別配公

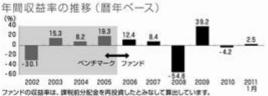
| セクター | 組入比率(%) |
|------------|---------|
| 情報技術 | 30.0 |
| 一般消費財・サービス | 16.9 |
| 金融 | 13.3 |
| 資本財・サービス | 13.1 |
| エネルギー | 12.3 |
| ヘルスケア | 8.7 |
| 素材 | 4.4 |
| 生活必需品 | 0.8 |
| 現金その他 | 0.6 |
| 合計 | 100.0 |

セクター別配分は、MSCI/S&PのGlobal Industry Classification Sta 分類で区分しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



ペンチマーク: SSP 500 株価用数(配)金込み、円ヘッジペース) 2005年以前はペンチマークの収益率を表示。2008年は前託放定日(5月25日)から年末までの収益率を表示。2011年は1月末までの収益率を表示しています。



ベンチマーク: S&P 500 株価函数(配当金込み、円ペース) 2005年以前はベンチマークの収益率を表示。2008年は個託設定日(5月25日)から年末までの 収益率を表示。2011年は1月末までの収益率を表示しています。

- ⇒ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ∞ ベンチマークデータはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- 当ファンドの適用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

(4)【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 A コース (為替ヘッジあり)

(単位:口)

| | (手位・口 / _ |
|----------------|--|
| 設定口数 | 解約口数 |
| 13,578,372,605 | 3,640,854,232 |
| | |
| 184,491,491 | 7,292,581,299 |
| | |
| 36,702,449 | 1,693,073,125 |
| | |
| 9,890,613 | 244,243,157 |
| | |
| 2,156,443 | 143,675,175 |
| | |
| 2,007,274 | 83,943,812 |
| | |
| 2,543,572 | 115,568,179 |
| | |
| 2,465,401 | 31,914,365 |
| | |
| 4,373,126 | 56,356,092 |
| | |
| | 13,578,372,605 184,491,491 36,702,449 9,890,613 2,156,443 2,007,274 2,543,572 2,465,401 |

⁽注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)

(単位:□)

| | (千世・ロノ |
|----------------|--|
| 設定口数 | 解約口数 |
| 96,103,951,140 | 31,563,200,697 |
| | |
| 2,645,371,573 | 37,612,446,627 |
| | |
| 600,414,615 | 18,763,750,020 |
| | |
| 486,285,487 | 2,977,470,463 |
| | |
| 35,645,898 | 1,525,403,083 |
| | |
| 116,838,085 | 716,343,147 |
| | |
| 109,779,196 | 828,029,968 |
| | |
| 225,782,685 | 752,575,295 |
| | |
| 90,617,342 | 807,580,156 |
| | |
| | 96,103,951,140 2,645,371,573 600,414,615 486,285,487 35,645,898 116,838,085 109,779,196 225,782,685 |

⁽注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

⁽注2)第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

⁽注2)第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受付けます。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、取得の申込みの受付けは行いません。

取得申込みの受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取り扱いとなります。(受付時間は異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。)

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

(2) 取扱いコース

A コース、B コースそれぞれに、収益分配金の受取方法の異なる 2 つのコースがあります。なお、当初お申込みいただいたコースの途中変更はできません。

「一般コース」 収益の分配時に分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」 収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取り扱うコースや自動けいぞく投資約款の名称は、販売会社にご確認のうえお申込みください。

(3) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチングにより取得申込されるファンドの申込価額は、上記と同じです。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

(4) 申込単位

「一般コース」 1万口以上1万口単位

「自動けいぞく投資コース」 1万円以上1円単位

自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

スイッチングによる取得申込みは、上記各コースの申込単位と同じです。ただし、AコースまたはBコースの全額をスイッチングされる場合は、1口単位とします。スイッチングの場合には、換金されるファンドと取得申込みされるファンドをご指示ください。

(5) 申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率(3.15%(税抜3.00%)を 上限とします。)を乗じて得た額とします。

販売会社が別に定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースにおける収益分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。

スイッチング(乗換え)による取得申込みは、無手数料となります。

(6)受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日(取得申込受付日から起算して5営業日目)までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、 受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

(7) その他留意点

委託会社は、合理的な理由からファンドの効率的な運用が妨げられると判断した場合、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。)があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

なお、取得申込みの受付けの中止または取消しを行う事情等によっては、スイッチングの申込みや収益分配金の再投資に限り取得申込みを受付けることがあります。

照会先

アライアンス・バーンスタイン株式会社 電話番号 03 - 3240 - 8660

受付時間:営業日の午前9時~午後5時

ホームページ: http://www.alliancebernstein.co.jp

2【換金(解約)手続等】

(1)換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受付けを行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、換金の申込みの受付けは行いません。

換金申込みの受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取り扱いとなります。(受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。)

- 一部解約の実行の請求にて換金するときは、振替受益権をもって行うものとします。
- 一部解約の実行の請求にて換金を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。
- (2)換金価額

換金の申込みを受付けた日(以下、「換金申込受付日」といいます。)の翌営業日の基準価額とします。

- (3)換金単位
 - 「一般コース」 1万口以上1万口単位
 - 「自動けいぞく投資コース」 1円単位

スイッチングによる換金申込みは、上記各コースの換金単位と同じです。

(4)換金手数料

ありません。

(5)信託財産留保額

ありません。

(6) 換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。

(7)換金の制限について

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。)があるときは、換金の申込みの受付けを中止することができます。

換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして、上記(2)の規定に準じて計算された価額とします。

信託財産の資産管理を円滑に行うため、1日1件当たり5億円を超える換金の申込みは行えません。この他に、1日1件当たり5億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、換金の金額および受付時間に制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人 投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債 総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価 額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は日々変動しますので、販売会社にお問い合わせください。また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」(アライアンスの欄)に、Aコース(為替ヘッジあり)は「米成長A」、Bコース(為替ヘッジなし)は「米成長B」の略称で掲載されます。

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

| マザーファンド | 計算日の基準価額で評価します。 |
|---------|----------------------------------|
| 外国株式 | 原則として、計算日前日の外国の金融商品取引所の終値で評価します。 |

- ・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日(平成18年5月25日)から平成28年6月15日までです。ただし、下記「(5) その他 ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年 6 月16日から12月15日までおよび12月16日から翌年 6 月15日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に該当するときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a.次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、当ファンドを終了(繰上償還)します。
 - (イ) 委託会社が監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - (ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更 d.」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。
 - (八) 受託会社がその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき

- b.次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
 - (イ) Aコース、Bコースの受益権口数の合計が30億口を下回ったとき
 - (ロ) 委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

c.信託終了の手続き

- (イ) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記 b . の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。
- (二) 上記(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ)上記(八)および(二)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c.上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。
- d . 上記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません

e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「ファンドの償還条件等 c.信託終了の手続き」または「信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

関係法人との契約の更改等

a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

b.信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

- (イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対 し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない 限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。
- (ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投 資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。
- (八) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当 該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反 をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除す ることができます。

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、金融商品等の売買状況、 資産・負債の状況等を記載した「運用報告書」を作成し、知れている受益者に対し販売会社を通じて交付 します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を 譲渡することがあります。
- b . 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に 関する事業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の 規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができ ます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配 金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係 る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている 受益権については原則として取得申込者とします。) に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益 分配金が販売会社に交付されます。

a . 一般コースにより取得している場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日までの日)か ら、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支 払います。

b. 自動けいぞく投資コースにより取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資によ り増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を 失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口 数で除した額をいいます。以下同じ。)を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了の日から起算して5営業 日までの日)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託 終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定さ れた受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則 として取得申込者とします。) に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記 の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、 その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して、一般コースについては1万口以上1万口単位、また自動けいぞく投資コースについては1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとします。ただし、受益者は、ニューヨーク証券取引所の休業日に当たるときは、一部解約の実行の請求をすることはできません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対受益者の買取請求権

委託会社が、上記「3資産管理等の概要 (5)その他 ファンドの償還条件等 c.信託終了の手続き」に規定する信託契約の解約または上記「3資産管理等の概要 (5)その他 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、当該解約または変更に係る公告において指定された一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期(平成21年12月16日から平成22年6月15日まで)及び第9期(平成22年6月16日から平成22年12月15日まで)の財務諸表について、新日本有限 責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり)】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | | (一位:11) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| | 第8期 (平成22年 6月15日現在) | 第9期 (平成22年12月15日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 4,787,386 | 5,002,436 |
| 親投資信託受益証券 | 443,534,866 | 465,151,315 |
| 派生商品評価勘定 | 126,279 | - |
| 未収利息 | 7 | 6 |
| 流動資産合計 | 448,448,538 | 470,153,757 |
| 資産合計 | 448,448,538 | 470,153,757 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | - | 683,768 |
| 未払受託者報酬 | 178,042 | 162,094 |
| 未払委託者報酬 | 3,815,151 | 3,473,411 |
| その他未払費用 | 242,170 | 152,108 |
| 流動負債合計 | 4,235,363 | 4,471,381 |
| 負債合計 | 4,235,363 | 4,471,381 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 572,776,504 | 520,793,538 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 128,563,329 | 55,111,162 |
| (分配準備積立金) | 46,828,709 | 42,225,504 |
| 元本等合計 | 444,213,175 | 465,682,376 |
| 純資産合計 | 444,213,175 | 465,682,376 |
| 負債純資産合計 | 448,448,538 | 470,153,757 |
| | - | |

(単位:円)

(2)【損益及び剰余金計算書】

第8期 第9期 (自 平成21年12月16日 (自 平成22年6月16日 至 平成22年6月15日) 至 平成22年12月15日) 営業収益 受取利息 1,034 683 有価証券売買等損益 9,313,069 30,730,286 為替差損益 16,278,170 36,003,596 営業収益合計 25,590,205 66,734,565 営業費用 受託者報酬 178,042 162,094 3,815,151 3,473,411 委託者報酬 その他費用 242,170 152,108 営業費用合計 4,235,363 3,787,613 営業利益又は営業損失(29,825,568 62,946,952 経常利益又は経常損失(29,825,568 62,946,952) 当期純利益又は当期純損失() 29,825,568 62,946,952 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 370,951 1,592,889 約に伴う当期純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金() 103,549,267 128,563,329 剰余金増加額又は欠損金減少額 5,486,363 12,648,584 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 5,486,363 12,648,584 少額 剰余金減少額又は欠損金増加額 303,906 550,480 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 303,906 550,480 加額 分配金 期末剰余金又は期末欠損金(128,563,329 55,111,162

(3)【注記表】

| (| 重要な会計方針に係る事項に関する注記) |
|---|---------------------|

| 重要な会計万針に係る事項に関する汪記) | | | | |
|-------------------------|---|--|--|--|
| 項目 | 第8期 (自 平成21年12月16日 至 平成22年 6月15日) | 第9期 (自 平成22年 6月16日 至 平成22年12月15日) | | |
| 1 . 運用資産の評価基 準及び評価方法 | (1)親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 | (1) 親投資信託受益証券 同左 | | |
| | (2)外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧 客先物相場の仲値で評価しております。 | (2) 外国為替予約取引 同左 | | |
| 2.費用・収益の計上 基準 | (1)有価証券売買等損益及び為替差損益 の計上基準 約定日基準で計上しております。 | (1)有価証券売買等損益及び為替差損益 の計上基準 同左 | | |
| 3 . その他 | 当ファンドの計算期間は、平成21年12月16 日から平成22年6月15日までとなっておりま す。 | 当ファンドの計算期間は、平成22年6月16 日から平成22年12月15日までとなっており ます。 | | |

(貸借対照表に関する注記)

| (| (貝目対照衣に関する注記) | | | | |
|---------------|---|---|--|--|--|
| | 第8期 | 第9期 | | | |
| | (平成22年 6月15日現在) | (平成22年12月15日現在) | | | |
| | 1 . 計算期間の末日における受益権の総数 | 1 . 計算期間の末日における受益権の総数 | | | |
| 572,776,504 □ | | 520,793,538 □ | | | |
| | 2 . 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する 額 | 2.投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する 額 | | | |
| | 元本の欠損 128,563,329 円 | 元本の欠損 55,111,162 円 | | | |
| | 3 . 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7755 円 (10,000口当たり純資産額 7,755 円) | 3 . 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8942 円 (10,000口当たり純資産額 8,942 円) | | | |

(損益及び剰金金計算書に関する注記)

| (損益及び剰未並計算者に割りる注記 <i>)</i> | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 第8期 | 第9期 |
| (自 平成21年12月16日 | (自 平成22年 6月16日 |
| 至 平成22年 6月15日) | 至 平成22年12月15日) |
| 1 . 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を | 1 . 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を |
| 委託するために要する費用として委託者報酬の中から支 | 委託するために要する費用として委託者報酬の中から支 |
| 弁している額 | 弁している額 |
| - 円 | - 円 |
| | |
| 2.分配金の計算過程 | 2 . 分配金の計算過程 |
| 該当事項はございません。 | 同左 |
| | |

(金融商品に関する注記) 1<u>.金融商品の状況に関する事項</u>

| 第8期 (自 平成21年12月16日 | 第9期 (自 平成22年 6月16日 |
|--|---|
| 至 平成22年 6月15日) (1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 至 平成22年12月15日) (1)金融商品に対する取組方針 同左 |
| (2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記)2.売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受波を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。 | (2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 |

(3)金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。

クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。

リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでも デリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の 想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市 場リスクの大きさを示すものではありません。 (3)金融商品に係るリスク管理体制

同左

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説 明

同左

2.金融商品の時価等に関する事項

| 第8期 (平成22年 6月15日現在) | 第9期 (平成22年12月15日現在) |
|---|-------------------------------|
| (1)貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で 評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。 | (1)貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 |
| (2)時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 | (2)時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 |
| 戦してむりより。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については「(その他の注記)3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。 | 派生商品評価勘定 同左 |
| コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。 | コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第8期 | 第9期 |
|---------------------------|----------------|
| (自 平成21年12月16日 | (自 平成22年 6月16日 |
| 至 平成22年 6月15日) | 至 平成22年12月15日) |
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して | 同左 |
| 一般の取引の条件と異なる関連当事者との取引は行われ | |
| ていないため、該当事項はございません。 | |

(重要な後発事象に関する注記)

| (主女も及允予がに戻する江心) | |
|-----------------|----------------|
| 第8期 | 第9期 |
| (自 平成21年12月16日 | (自 平成22年 6月16日 |
| 至 平成22年 6月15日) | 至 平成22年12月15日) |
| 該当事項はございません。 | 同左 |
| | |

(その他の注記)

元本の移動

| 1. 九本の移動 | | |
|--|---|--|
| 第8期 | 第9期 | |
| (自 平成21年12月16日 至 平成22年 6月15日) | (自 平成22年 6月16日 至 平成22年12月15日) | |
| 期首元本額 602,225,468 期中追加設定元本額 2,465,401 期中一部解約元本額 31,914,365 | 円 期首元本額 572,776,504 円 円 期中追加設定元本額 4,373,126 円 | |

(単位:円)

| | (+13) | | | |
|-----------|----------------|----------------|--|--|
| | 第8期 | | | |
| | (自 平成21年12月16日 | (自 平成22年 6月16日 | | |
| 種類 | 至 平成22年 6月15日) | 至 平成22年12月15日) | | |
| | 当計算期間の損益に | 当計算期間の損益に | | |
| | 含まれた評価差額 | 含まれた評価差額 | | |
| 親投資信託受益証券 | 13,266,665 | 32,016,732 | | |
| 合計 | 13,266,665 | 32,016,732 | | |

3. デリバティブ取引等関係

(単位:円)

| | | | | | (+ 12 · 13 / |
|-----|--------|-----------------|-------|-------------|--------------------------|
| | | 第8期 | | | |
| E / | 1千 坐工 | (平成22年 6月15日現在) | | | |
| 区分 | 種類 | 契約額等 | | 時価 | ———————— 評価損益 |
| | | | うち1年超 | міся | шжш |
| | 為替予約取引 | | | | |
| 市場取 | | | | | |
| 引以外 | 売建 | 428,820,099 | - | 428,693,820 | 126,279 |
| の取引 | 米ドル | 428,820,099 | - | 428,693,820 | 126,279 |
| | | | | | |
| | 合計 | 428,820,099 | - | 428,693,820 | 126,279 |

(単位・四)

| | | | | (十四・コノ |
|------------|----------------------------------|---------------------|--|------------|
| 分種類 | 第9期 | | | |
| | (平成22年12月15日現在) | | | |
| 大里尖 | 契約額等 | | 0土/邢 | 評価損益 |
| | | うち1年超 | 四十二 | 計測摂血 |
| 為替予約取引 | | | | |
| | | | | |
| | | - | | 683,768 |
| 米ドル | 450,549,272 | - | 451,233,040 | 683,768 |
| | | | | |
| | 450,549,272 | - | 451,233,040 | 683,768 |
| | 種類 為替予約取引 売建 米ドル | 為替予約取引 売建 | 種類 (平成22年 ² 契約額等 契約額等 うち1年超 為替予約取引 売建 450,549,272 - 米ドル | 種類 契約額等 時価 |

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合
 - は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に 最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧
 - 客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価し ております。

(注2)上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4)【附属明細表】

第1.有価証券明細表

(1)株式(平成22年12月15日現在) 該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成22年12日15日租在)

| | | (1 1322 | | ル <u>ユ</u> / |
|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------|--------------|
| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額(円) | 備考 |
| 親投資信託受益証券 | アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マ ザーファンド | 604,563,706 | 465,151,315 | |
| 計 | 銘柄数:1 | 604,563,706 | 465,151,315 | |
| | 組入時価比率:99.9% | | 100.0% | |
| 合計 | | | 465,151,315 | |

⁽注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第8期 (平成22年 6月15日現在) | 第9期 (平成22年12月15日現在) |
|----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 36,315,821 | 32,489,195 |
| 親投資信託受益証券 | 3,867,088,344 | 3,569,154,364 |
| 未収入金 | 4,000,000 | 1,680,000 |
| 未収利息 | 59 | 44 |
| 流動資産合計 | 3,907,404,224 | 3,603,323,603 |
| 資産合計 | 3,907,404,224 | 3,603,323,603 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 2,369,651 | 4,686,341 |
| 未払受託者報酬 | 1,565,277 | 1,280,775 |
| 未払委託者報酬 | 33,541,585 | 27,445,265 |
| その他未払費用 | 2,086,978 | 714,391 |
| 流動負債合計 | 39,563,491 | 34,126,772 |
| 負債合計 | 39,563,491 | 34,126,772 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 5,584,849,379 | 4,867,886,565 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,717,008,646 | 1,298,689,734 |
| (分配準備積立金) | 1,029,832,228 | 881,818,096 |
| 元本等合計 | 3,867,840,733 | 3,569,196,831 |
| 純資産合計 | 3,867,840,733 | 3,569,196,831 |
| 負債純資産合計 | 3,907,404,224 | 3,603,323,603 |
| | | |

(単位:円)

(2)【損益及び剰余金計算書】

第8期 第9期 (自 平成21年12月16日 (自 平成22年6月16日 至 平成22年6月15日) 至 平成22年12月15日) 営業収益 受取利息 5,054 3,892 有価証券売買等損益 103,796,940 207,442,439 営業収益合計 103,791,886 207,446,331 営業費用 受託者報酬 1,565,277 1,280,775 委託者報酬 27,445,265 33,541,585 2,086,978 その他費用 714,391 営業費用合計 37,193,840 29,440,431 営業利益又は営業損失() 140,985,726 178,005,900 経常利益又は経常損失() 140,985,726 178,005,900 当期純利益又は当期純損失() 140,985,726 178,005,900 -部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 20,626,551 16,656,587 約に伴う当期純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金(1,718,855,760 1,717,008,646 剰余金増加額又は欠損金減少額 211,344,466 248,540,051 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 211,344,466 248,540,051 剰余金減少額又は欠損金増加額 51,855,039 28,853,590 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 51,855,039 28,853,590 加額 分配金 期末剰余金又は期末欠損金() 1,717,008,646 1,298,689,734

(3)【注記表】

| (里女は云前刀到にぶる事項に | | | |
|-----------------|---------------------|------------------------|--|
| | 第8期 | 第9期 | |
| 項目 | (自 平成21年12月16日 | (自 平成22年 6月16日 | |
| | 至 平成22年 6月15日) | 至 平成22年12月15日) | |
| 1 . 運用資産の評価基準及び | (1)親投資信託受益証券 | (1)親投資信託受益証券 | |
| 評価方法 | 基準価額で評価しております。 | 同左 | |
| | | | |
| 2 . 費用・収益の計上基準 | (1)有価証券売買等損益の計上基準 | (1) 有価証券売買等損益の計上基準 | |
| | 約定日基準で計上しております。 | 同左 | |
| | | | |
| 3 . その他 | 当ファンドの計算期間は、平成21年12 | | |
| | | 16日から平成22年12月15日までとなって | |
| | ております。 | おります。 | |
| 1 | | | |

(貸借対照表に関する注記)

| (| 、負借対照表に関りる注記) | | | |
|------------------------|---|---|--|--|
| 第8期 (平成22年 6月15日現在) | | 第9期 (平成22年12月15日現在) | | |
| | | | | |
| | 5,584,849,379 □ | 4,867,886,565 □ | | |
| | 2.投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 | 2.投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 | | |
| | 元本の欠損 1,717,008,646 円 | 元本の欠損 1,298,689,734 円 | | |
| | 3.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6926 円 (10,000口当たり純資産額 6,926 円) | 3 . 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7332 円 (10,000口当たり純資産額 7,332 円) | | |

| (| (損益及び剰余金計算書に関する注記) | |
|---|-----------------------------|-----------------------------|
| | 第8期 | 第9期 |
| | (自 平成21年12月16日 | (自 平成22年 6月16日 |
| | 至 平成22年 6月15日) | 至 平成22年12月15日) |
| | 1 . 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を | 1 . 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を |
| | 委託するために要する費用として委託者報酬の中から支 | 委託するために要する費用として委託者報酬の中から支 |
| | 弁している額 | 弁している額 |
| | - 円 | - 円 |
| | | |
| | 2 . 分配金の計算過程 | 2 分配金の計算過程 |
| | 該当事項はございません。 | 同左 |
| | | |

(金融商品に関する注記) 1<u>.金融商品の状況に関する事項</u>

| 第8期 (自 平成21年12月16日 | 第9期 (自 平成22年 6月16日 | | | |
|---|----------------------------------|--|--|--|
| (目 平成21年12月16日 至 平成22年 6月15日) | (自 平成22年 6月16日 至 平成22年12月15日) | | | |
| (1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規 定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商 品に対して投資として運用することを目的としておりま す。 | (1)金融商品に対する取組方針 同左 | | | |
| (2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記)2.売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 | (2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 | | | |
| (3)金融商品に係るリスク管理体制 | (3)金融商品に係るリスク管理体制 | | | |

委託会社においては、運用関連部門から独立した部門で 同左 あるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コン プライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リ スク及び流動性リスクの管理を行っております。

クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運 用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであ るかをチェックしております。また、これらの結果は月次 の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の 点検等を行います。

リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令 等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守 状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドライン に合致しているかについては運用管理部がモニターして おります。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説 明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場 価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれて おります。当該価額の算定においては一定の前提条件等 を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当 ┃該価額が異なることもあります。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説

同左

2.金融商品の時価等に関する事項

| 第8期 | 第9期 |
|--|--|
| (平成22年 6月15日現在) | (平成22年12月15日現在) |
| (1)貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | (1)貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 |
| (2)時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価として | (2)時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 |
| おります。 | |

(関連当事者との取引に関する注記)

| , | | | |
|---|---------------------------|----------------|--|
| | 第8期 | 第9期 | |
| | (自 平成21年12月16日 | (自 平成22年 6月16日 | |
| | 至 平成22年 6月15日) | 至 平成22年12月15日) | |
| | 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して | 同左 | |
| | 一般の取引の条件と異なる関連当事者との取引は行われ | | |
| | ていないため、該当事項はございません。 | | |

(重要な後発事象に関する注記)

| 第8期 | 第9期 | |
|----------------|----------------|--|
| (自 平成21年12月16日 | (自 平成22年 6月16日 | |
| 至 平成22年 6月15日) | 至 平成22年12月15日) | |
| 該当事項はございません。 | 同左 | |
| | | |

(その他の注記)

元本の移動

| • | • 70'T'V7'I' ±/J | | | |
|----------------|------------------|-----------------|-----------|-----------------|
| | 第 | 8期 | | 第9期 |
| (自 平成21年12月16日 | | (自 平成22年 6月16日 | | |
| | 至 平成22 | 2年 6月15日) | 至 平成2 | 2年12月15日) |
| | 期首元本額 | 6,111,641,989 円 | 期首元本額 | 5,584,849,379 円 |
| | 期中追加設定元本額 | 225,782,685 円 | 期中追加設定元本額 | 90,617,342 円 |
| | 期中一部解約元本額 | 752,575,295 円 | 期中一部解約元本額 | 807,580,156 円 |
| | | | | |

2. 売買目的有価証券

(単位・円)

| | | (干ഥ・13/_ |
|-----------|----------------|----------------|
| | 第8期 | 第9期 |
| | (自 平成21年12月16日 | (自 平成22年 6月16日 |
| 種類 | 至 平成22年 6月15日) | 至 平成22年12月15日) |
| | 当計算期間の損益に | 当計算期間の損益に |
| | 含まれた評価差額 | 含まれた評価差額 |
| 親投資信託受益証券 | 118,079,035 | 226,928,404 |
| 合計 | 118,079,035 | 226,928,404 |

3. デリバティブ取引等関係

第8期(自 平成21年12月16日 至 平成22年 6月15日) 該当事項はございません。

第9期(自 平成22年 6月16日 至 平成22年12月15日) 該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1.有価証券明細表

(1)株式(平成22年12月15日現在) 該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成22年12月15日現在)

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額(円) | 備考 |
|-----------|-------------------------------------|---------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース 株マザーファンド | 4,638,880,120 | 3,569,154,364 | |
| 計 | 銘柄数:1 | 4,638,880,120 | 3,569,154,364 | |
| | 組入時価比率:100.0% | | 100.0% | |
| 合計 | | | 3,569,154,364 | |

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はございません。

参考

「アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり)」及び「アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)」は「アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1.「アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド」の状況以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

(単位:円)

| | 対象年月日 | (平成22年12月15日現在) |
|-----------------|-------|-----------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | | 49,024,985 |
| コール・ローン | | 21,650,534 |
| 株式 | | 3,953,893,828 |
| 未収入金 | | 31,877,999 |
| 未収配当金 | | 6,487,140 |
| 未収利息 | | 29 |
| 流動資産合計 | | 4,062,934,515 |
| 資産合計 | | 4,062,934,515 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | | 71,907 |
| 未払金 | | 27,032,724 |
| 未払解約金 | | 1,680,000 |
| 流動負債合計 | | 28,784,631 |
| 負債合計 | | 28,784,631 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | 5,243,443,826 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 1,209,293,942 |
| 元本等合計 | | 4,034,149,884 |
| 純資産合計 | | 4,034,149,884 |
| 負債純資産合計 | | 4,062,934,515 |

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| (| |
|---------------|----------------------------------|
| 項目 | (自 平成22年 6月16日 至 平成22年12月15日) |

1.運用資産の評価基準及び評価方法

(1)株式

原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券につ いてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合に は、直近の日の最終相場)で評価しております。

(2)外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の 仲値で評価しております。

2 . 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則 として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買 相場の仲値によって計算しております。

3.費用・収益の計上基準

(1)受取配当金の計上基準

受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配 当金額又は予想配当金額を計上しております。

(2)有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

| ての他の注記) | |
|--|---|
| (平成22年12月15日現在) | |
| 1 . 元本の移動 期首 期首元本額 平成22年6月16日より平成22年12月15日までの期中追加設定元本額 平成22年6月16日より平成22年12月15日までの期中一部解約元本額 | 平成22年6月16日 5,982,821,944 円 115,259,938 円 854,638,056 円 |
| 期末元本額 | 5,243,443,826 円 |
| 期末元本額の内訳 * アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり) アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし) | 604,563,706 円 4,638,880,120 円 |
| 2.元本の欠損 | 1,209,293,942 円 |
| 3 . 平成22年12月15日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額 | 0.7694 円 7,694 円) |

(注) * は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3)附属明細表

第1.有価証券明細表

(1)株式

(亚世22年12日15日115)

| | | | | (半成22年12月15日 | <u> 1現仕)</u> |
|-----|--------------------------------|-----------|--------|---------------|--------------|
| 通貨 | 4 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
| | עוווט | 1/1/1/02/ | 単価 | 金額 | IHH J |
| 米ドル | CAMERON INTERNATIONAL CORP | 12,100 | 49.50 | 598,950.00 | |
| | EOG RESOURCES INC | 7,310 | 91.65 | 669,961.50 | |
| | NOBLE ENERGY INC | 18,075 | 81.88 | 1,479,981.00 | |
| | OCCIDENTAL PETROLEUM CORP | 8,100 | 94.10 | 762,210.00 | |
| | SCHLUMBERGER LTD | 22,030 | 81.33 | 1,791,699.90 | |
| | SOUTHWESTERN ENERGY CO | 19,190 | 35.31 | 677,598.90 | |
| | DOW CHEMICAL | 35,100 | 34.06 | 1,195,506.00 | |
| | FREEPORT-MCMORAN COPPER & GOLD | 2,365 | 114.82 | 271,549.30 | |
| | MONSANTO CO | 6,787 | 60.66 | 411,699.42 | |
| | POTASH CORP OF SASKATCHEWAN | 2,050 | 136.96 | 280,768.00 | |
| | COOPER INDUSTRIES PLC-CL A | 13,800 | 57.62 | 795,156.00 | |
| | DANAHER CORP | 24,200 | 45.73 | 1,106,666.00 | |
| | DEERE & CO | 9,700 | 82.54 | 800,638.00 | |
| | FLOWSERVE CORPORATION | 3,955 | 116.31 | 460,006.05 | |
| | GOODRICH CORPORATION | 8,100 | 85.62 | 693,522.00 | |
| | HONEYWELL INTERNATIONAL INC | 11,800 | 52.53 | 619,854.00 | |
| | UNITED PARCEL SERVICE -CL B | 18,675 | 72.60 | 1,355,805.00 | |
| | FORD MOTOR CO | 50,700 | 16.42 | 832,494.00 | |
| | GENERAL MOTORS CO | 2,592 | 33.89 | 87,842.88 | |
| | JOHNSON CONTROLS INC | 22,850 | 38.29 | 874,926.50 | |
| | STANLEY BLACK & DECKER INC | 2,680 | 64.17 | 171,975.60 | |
| | CARNIVAL CORP | 12,300 | 42.80 | 526,440.00 | |

| | | | | 有価証券届出書 | <u>(内国投</u> |
|-------|-------------------------------|--------|--------|-----------------|--------------|
| | STARBUCKS CORP | 24,100 | 32.10 | 773,610.00 | |
| | COMCAST CORP-CL A | 13,845 | 21.99 | 304,451.55 | |
| | NEWS CORP-CL A | 45,600 | 14.40 | 656,640.00 | |
| | WALT DISNEY CO | 21,400 | 37.24 | 796,936.00 | |
| | AMAZON. COM INC | 3,390 | 173.94 | 589,656.60 | |
| | KOHLS CORP | 18,315 | 53.58 | 981,317.70 | |
| | LIMITED BRANDS INC | 16,700 | 30.84 | 515,028.00 | |
| | LOWE'S COS INC | 19,800 | 25.10 | 496,980.00 | |
| | NETFLIX INC | 775 | 178.43 | 138,283.25 | |
| | TARGET CORP | 3,250 | 59.08 | 192,010.00 | |
| | COSTCO WHOLESALE CORPORATION | 5,000 | 71.21 | 356,050.00 | |
| | PEPSICO INC | 2,600 | 65.59 | 170,534.00 | |
| | ALCON INC | 12,060 | 162.43 | 1,958,905.80 | |
| | COVIDIEN PLC | 3,500 | 45.09 | 157,815.00 | |
| | EXPRESS SCRIPTS INC | 12,680 | 54.86 | 695,624.80 | |
| | ALLERGAN INC | 6,120 | 70.58 | 431,949.60 | |
| | CELGENE CORP | 8,955 | 57.81 | 517,688.55 | |
| | GILEAD SCIENCES INC | 24,700 | 37.21 | 919,087.00 | |
| | TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR | 12,345 | 52.85 | 652,433.25 | |
| | VERTEX PHARMACEUTICALS INC | 10,370 | 34.20 | 354,654.00 | |
| | WELLS FARGO&COMPANY | 3,530 | 29.79 | 105,158.70 | |
| | BLACKSTONE GROUP LP/THE | 45,725 | 13.83 | 632,376.75 | |
| | CME GROUP INC | 2,330 | 323.25 | 753,172.50 | |
| | GOLDMAN SACHS GROUP INC | 12,000 | 167.33 | 2,007,960.00 | |
| | JPMORGAN CHASE & CO | 59,440 | 40.79 | 2,424,557.60 | |
| | ACCENTURE PLC-CL A | 11,170 | 46.58 | 520,298.60 | |
| | CITRIX SYSTEMS INC | 10,330 | 68.54 | 708,018.20 | |
| | GOOGLE INC-CL A | 4,084 | 594.91 | 2,429,612.44 | |
| | MICROSOFT CORP | 7,200 | 27.63 | 198,936.00 | |
| | ORACLE CORPORATION | 40,700 | 30.51 | 1,241,757.00 | |
| | ROVI CORP | 3,400 | 56.16 | 190,944.00 | |
| | APPLE INC | 10,510 | 320.29 | 3,366,247.90 | |
| | CISCO SYSTEMS INC | 57,800 | 19.54 | 1,129,412.00 | |
| | EMC CORP MASS | 55,860 | 22.67 | 1,266,346.20 | |
| | HEWLETT-PACKARD CO | 2,215 | 41.55 | 92,033.25 | |
| | BROADCOM CORP-CL A | 16,435 | 44.98 | 739,246.30 | |
| | INTEL CORP | 16,758 | 21.47 | 359,794.26 | |
| | MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD | 26,800 | 19.14 | 512,952.00 | |
| | NVIDIA CORP | 24,000 | 14.61 | 350,640.00 | |
| 小計 | 銘柄数:61 | 27,000 | 1 7.01 | 47,154,368.85 | |
| -J.H. | Talii 1XV • ○ i | | + | (3,953,893,828) | |
| | 組入時価比率:98.0% | | | 100.0% | |
| 合計 | MIT / (4.0 IM PO T + 00.0 W | | | 3,953,893,828 | |
| нн | | | | (3,953,893,828) | |
| | | | | (0,000,000,020) | |

- (注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。 (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- (注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。
- (2)株式以外の有価証券(平成22年12月15日現在) 該当事項はございません。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位:円)

| | | | (平成2 | 2年12月15日現在) | (, , _ , , , , , |
|-------------------|------------------|---------------------------------|--------|---------------------------------|-------------------------|
| 区分 | 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
| | | | うち1年超 | h4上IM | 叮岬頂皿 |
| | 為替予約取引 | | | | |
| 市場取 引以外 の取引 | 売建 米ドル | 15,000,000 15,000,000 | - - | 15,071,907 15,071,907 | 71,907 71,907 |
| | 合計 | 15,000,000 | - | 15,071,907 | 71,907 |

(注1)時価の算定方法 為替予約取引

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に

EDINET提出書類

アライアンス・バーンスタイン株式会社(E12480)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧 客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- (注2) デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
- (注3)上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 A コース (為替ヘッジあり)

| 平成22年12 | 月30E | 現在 |
|---------|------|----|
|---------|------|----|

| 資産総額 | 504,908,689 円 |
|-----------------|---------------|
| 負債総額 | 789,290 円 |
| 純資産総額(-) | 504,119,399 円 |
| 発行済数量 | 554,223,695 □ |
| 1単位当たり純資産額(/) | 0.9096 円 |

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)

平成22年12月30日現在

| 資産総額 | 3,450,676,824 円 |
|-----------------|-----------------|
| 負債総額 | 5,145,115 円 |
| 純資産総額(-) | 3,445,531,709 円 |
| 発行済数量 | 4,749,415,177 🛘 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 0.7255 円 |

(参考)アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド

平成22年12月30日現在

| 資産総額 | 3,947,704,586 円 |
|-----------------|-----------------|
| 負債総額 | 8,687,501 円 |
| 純資産総額(-) | 3,939,017,085 円 |
| 発行済数量 | 5,171,633,798 🗆 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 0.7617 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合 または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他や むを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典 該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

EDINET提出書類

アライアンス・バーンスタイン株式会社(E12480)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。(平成23年1月末現在)

委託会社の発行する株式の総数は1万400株、うち発行済株式総数は2,600株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資決定のプロセス

a . 運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b.信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記 a . の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限(国内余剰資金の運用を除きます。)は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

c . コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の募集・設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務及び投資一任契約に係る業務を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は平成23年1月末現在次のとおりです(ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。)。

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額 |
|------------|-----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 88本 | 607,749百万円 |
| 追加型公社債投資信託 | - | - |
| 単位型株式投資信託 | - | - |
| 単位型公社債投資信託 | - | - |
| 合計 | 88本 | 607,749百万円 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表

当社の財務諸表は、第13期事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に従って作成しており、また第14期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)及び第14期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

2. 中間財務諸表

当社の中間財務諸表は改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下改正後の「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(1)【貸借対照表】

| 押 | #n mil | | I | 777 4 4 HD |
|--|-------------|----|---------------------------------------|------------|
| 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 期別 | 注記 | 第13期 | 第14期 |
| 日本 1 | | 番号 | | |
| | | | | |
| 預金 | | | 十円 | 千円 |
| 前払費用 | | | | |
| 未収入金 未収入金 未収入金額制料 未収入資額制料 未収入資額制料 未収消費税等 通貨オブション 繰延税金資産 石砂他 活動資産合計 商形固定資産 連物 過見帰品 再形固定資産 連校 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | | | | |
| 未収基託者報酬 | | *4 | | |
| 未収投資酬的料 | | ^1 | | |
| 未収適用受託観酬 未収消費税等 適度オプション 嫌延税金資産 その他 済動資産合計 開展開展 利形固定資産 連物 無形固定資産 電話加入権 ソフトウェア資産合計 投資その他の資産 長期節入保証金 長期節私費用 最近税金資産 を合計 固定資産合計 投資その他の資産 投資不の他の資産 投資不の他の資産 投資不の他の資産 投資不の他の資産合計 投資子の他の資産合計 投資子の他の資産合計 投資子の他の資産合計 投資子の他の資産合計 投資子の他の資産合計 投資子の他の資産合計 力上でより変産合計 資産合計 の部) 流動負債 預り金 未払金 未払金 未払金 未払金 未払金 未払金 大表込手飲料 表しての他未込金 未込素人税等 に負債の部) 流動負債 有別分金 表し、508,709 その他未込金 未込素人税等 に負債の部) 流動負債 有別分金 表し、508,709 その他未込金 未込素人人税等 に負債の部) 流動負債 有別分金 表し、508,708 その他未込金 未込素人人税等 に負債の部) 流動負債 有別分金 表し、508,708 その他未込金 未込素人人税等 に対してのがら ののの とし、508,708 もり、700,705 ののの その他未込金 未込素人人税等 に対してのがら ののの をのは未込金 大表し、大会に でのである。 でのである。 での他未込金 大会に での他を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | | | | 313,030 |
| 東京 | 人 大以投資額同科 | | 1,696,404 | 1 020 040 |
| 通信オプション 1935 | 木以建用文式物酬 | | 400 040 | |
| 議題報金資産 | | | 192,318 | |
| その他 11,907 11 | | | | |
| 渡動 資産 合計 | | | 293,873 | |
| 国面 定 資 産 | | | | |
| 有形図定資産 理学物 | | | 7,630,082 | 8,745,087 |
| 選申 | | | | |
| 器具備品 | | ** | | 4 000 044 |
| ## 有形固定資産合計 | | | | |
| 無形固定資産 電話加入権 2、204 2、204 3、823 (表24 3、823 (表24 3、823 (表24 3、823 (表24 3、823 (表24 3、823 (表24 3) (表24 3) (表25 (表24 3) (表25 (表24 3) (表25 (表24 3) (表25 (表24 3) (表25 (表24 3) (&2 (3) (表25 (表24 3) (&2 (3) (表25 (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) | | *2 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| 電話加入権 ソフトウェア | | | 1,510,790 | 1,374,225 |
| ソフトウェア 無形固定資産合計 投資その他の資産 投資有価証券 長期前払費用 候延税金資産 固定資産合計 固定資産合計 資産合計 *3 6,244 3,823 長期前払費用 候延税金資産 力投資その他の資産合計 固定資産合計 資産合計 1,241,364 1,206,370 6,804,215 2,211,326 280,589 1,550,789 2,535,204 70 3,915,456 70 3,915,456 70 3,915,456 70 3,301 4,256 70 3,301 4,256 70 3,301 3,018,571 70 3,301 3,018,571 70 3,323,273 4,092,919 70 3,323,273 4,092,919 70 3,365,135 430,701 70 3,765,894 4,523,620 70 44,611 442,621 430,701 365,135 430,701 365,135 430,701 40 3,018,571 44,611 442,621 430,701 40 3,018,571 44,611 473,470 375,145 70 3,323,273 4,092,919 44,611 473,470 375,145 8 1,3,223,273 4,092,919 44,611 473,470 375,145 9 4,523,620 4,092,919 4,002,919 4,002,919 4,002,919 4,002,919 4,002,919 | 無形固正貧産 | | | <u>.</u> |
| 無形固定資産合計 投資子の他の資産 投資有価証券 長期前払費用 繰延税金資産 投資有の他の資産合計 固定資産合計 適度 在 合 計 (負債の部) 流動負債 預り金 未払金手託計算費 その他未払金 未払手数料 未払委託計算費 表は法人税等 賞与引当金 投資等別当金 投資等別当金 投資等別当金 投資等別当金 投資等別当金 投資等別当金 投資等別当金 投資等別当金 投資等別当金 投資費別当金 投資等別当金 投資等別当金 投資費別当金 大の他和益剰余金 表越知過差別余金 その他和益剰余金 を規越別益剰余金 その他和益剰余金 を規越別益剰余金 大の他和益剰余金 を規越別益剰余金 大の他和益剰余金 を規越別益剰余金 大の他和益剰余金 を規越別益剰余金 大の他和益剰余金 を規越別益剰余金 大の他和益剰余金 を規越別益剰余金 大の他和益剰余金 を規越別益剰余金 大の他有価証券評価差額金 計 (執資業経等合計 を、92,207 評価・換算差額等 - 92,207 第一 資産 産 ・ 92,207 第一 資産 産 ・ 92,207 | 電話加入権 | | | |
| 投資子の他の資産 投資有価証券 長期第入保証金 | | *3 | | |
| 世の祖子 大田 | | | 8,448 | 6,027 |
| 長期差入保証金 長期前払費用 繰延税金資産 投資その他の資産合計 固定資産合計 固定資産合計 (負債の部) 流動負債 預り金 未払委託計算費 その他未払金 未払表表託計算費 未払表表託計算費 未払表表記計算費 未払表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表 | | | | |
| 展期前払費用 繰延税金資産 投資その他の資産合計 固定資産合計 (負債の部) 流動負債 預り金 未払季託計算費 その他末払金 未払表話計算費 その他末払金 未払表表話計算費 その他末払金 未払表別判 無払法人稅等 買与引当金 役員賞与引当金 役員賞与引当金 で負債 退職給付引当金 長期未払費用 固定負債 退職給付引当金 長期未払費用 固定負債 (純資産の部) 株主資本 利益剰余金合計 株主資本合計 採主資本合計 将生資本合計 採主資本合計 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 | | | - | |
| 操延税金資産 投資その他の資産合計 | 長期差入保証金 | | | |
| 投資その他の資産合計 固定資産合計 3,070,027 3,915,456 3,070,027 3,915,456 3,070,027 3,915,456 3,070,027 3,915,456 3,070,027 3,915,456 3,070,027 3,915,456 3,070,027 3,915,456 3,070,027 3,915,456 3,070,027 3,915,456 3,070 4,256 4,075 80,888 未払金託計算費 76,075 80,888 76,075 80,888 76,075 80,888 76,075 80,888 76,075 80,888 76,075 80,888 76,075 80,888 76,075 80,888 76,075 80,888 76,075 80,888 77,378 173,718 17 | 長期前払費用 | | | |
| 固定資産合計 | | | | |
| 資産合計 10,700,109 12,660,543 (負債の部) 流動負債 預り金 未払委託計算費 その他未払金 未払委託計算費 その他未払金 未払表責用 未払責用 素払法人税等 買与引当金 流動負債合計 固定負債合計 固定負債合計 負債合計 付合計 *1 54,129 44,611 *1 2,402,840 3,018,571 473,470 375,145 412,988 173,718 412,988 123,120 144,553 役員賞与引当金 追職給付引当金 長期未払費用 固定負債合計 有合計 365,135 430,701 442,621 430,701 有合計 442,621 430,701 (純資産の部) 株主資本金 海本金 利益剰余金 その他利益剰余金 操越利益剰余金 経域利益剰余金 経域利益剰余金 長機越利益剩余金 経域和益剩余金 経域和益剩余金 経域和益剩余金 長機越利益剩余金 長機越利益剩余金 長機越利益剩余金 長機越利益剩余金 長機越利益剩余金 長機越利益剩余金 長機越利益剩余金 長機越利益剩余金 長機越利益剩余金 長機越利益剩余金 長機越利益剩余金 長機越利益剩余金 長の他有価証券評価差額金 計解 (6,934,215) 7,914,716 6,934,215 7,914,716 8,044,716 70他有価証券評価差額金 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 計価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 計価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 計価・換算差額等 との他有価証券評価差額金 計価・換算差額等 との他有価証券評価差額金 の他有価証券評価差額金 計価・負額を の他有価証券評価差額金 計価・負額を の他有価証券評価を の他有価証券評価差額金 計価・負額を の他有価証券評価差額金 の他有価証券評価差額金 の他有価証券評価差額金 の他有価証券評価差額金 の他有価証券評価差額金 の他有価証券評価差額金 の他有価証券評価差額金 の他有価証券評価差額金 の他有価証券評価差額金 の他有価証券評価差額金 の他有価証券評価差額金 の他有価証券評価差額金 の他有益 の他有益額金 の他有益額金 の他有益 の他有益 の他有益 の他有益 の他有益 の他有益 の他有益 の他有益 | | | | |
| (負債の部) 流動負債 預り金 未払金 未払手数料 未払委託計算費 その他未払金 未払責用 未払法人税等 賞与引当金 役員賞与引当金 で | 固 定 資 産 合 計 | | 3,070,027 | 3,915,456 |
| 流動負債預り金 54,129 44,611 未払金 未払金計算費 76,075 80,888 未払委託計算費 3,301 4,256 その他未払金 *1 2,402,840 3,018,571 未払費用 473,470 375,145 未払法人税等 173,718 412,988 賞与引当金 123,120 144,553 投員賞与引当金 16,620 11,907 流動負債 365,135 430,701 長期未払費用 77,486 - は関産の部り株主資本 442,621 430,701 株主資本金 3,765,894 4,523,620 (純資産の部)株主資本 130,000 130,000 株主資本合計解土資本合計解本資本合計解本資本合計解本資産会計解析、投算差額等 6,804,215 7,914,716 株主資本合計解析、投算差額等 6,934,215 8,044,716 (純資産合計 - 92,207 純資産合計 - - 92,207 純資産合計 - - 92,207 純資産商等合計 - - 92,207 純資産商会計 - - 92,207 統資產 - - 92,207 統一資産 - - - - (中央の地域のより - - - - (中央の地域のより - - - - (中央の地域のより | 資 産 合 計 | | 10,700,109 | 12,660,543 |
| 流動負債預り金 54,129 44,611 未払金 未払金計算費 76,075 80,888 未払委託計算費 3,301 4,256 その他未払金 *1 2,402,840 3,018,571 未払費用 473,470 375,145 未払法人税等 173,718 412,988 賞与引当金 123,120 144,553 投員賞与引当金 16,620 11,907 流動負債 365,135 430,701 長期未払費用 77,486 - は関産の部り株主資本 442,621 430,701 株主資本金 3,765,894 4,523,620 (純資産の部)株主資本 130,000 130,000 株主資本合計解土資本合計解本資本合計解本資本合計解本資産会計解析、投算差額等 6,804,215 7,914,716 株主資本合計解析、投算差額等 6,934,215 8,044,716 (純資産合計 - 92,207 純資産合計 - - 92,207 純資産合計 - - 92,207 純資産商等合計 - - 92,207 純資産商会計 - - 92,207 統資產 - - 92,207 統一資産 - - - - (中央の地域のより - - - - (中央の地域のより - - - - (中央の地域のより | | | | |
| 流動負債預り金 54,129 44,611 未払金 未払金計算費 76,075 80,888 未払委託計算費 3,301 4,256 その他未払金 *1 2,402,840 3,018,571 未払費用 473,470 375,145 未払法人税等 173,718 412,988 賞与引当金 123,120 144,553 投員賞与引当金 16,620 11,907 流動負債 365,135 430,701 長期未払費用 77,486 - は関産の部り株主資本 442,621 430,701 株主資本金 3,765,894 4,523,620 (純資産の部)株主資本 130,000 130,000 株主資本合計解土資本合計解本資本合計解本資本合計解本資産会計解析、投算差額等 6,804,215 7,914,716 株主資本合計解析、投算差額等 6,934,215 8,044,716 (純資産合計 - 92,207 純資産合計 - - 92,207 純資産合計 - - 92,207 純資産商等合計 - - 92,207 純資産商会計 - - 92,207 統資產 - - 92,207 統一資産 - - - - (中央の地域のより - - - - (中央の地域のより - - - - (中央の地域のより | (負債の部) | | | |
| 預り金 未払金 未払手数料 未払金託計算費 その他未払金 未払責用 未払法人税等 賞与引当金 役員賞与引当金 で負債 固定負債 退職給付引当金 長期未払費用 固定負債合計 固定負債合計 (純資産の部) 株主資本金 利益剰余金 利益剰余金 利益利余金合計 株主資本合計 評価・換算差額等合計 株主資本合計 評価・換算差額等合計 株主資本合計 評価・換算差額等合計 その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計 資産合 計 (54,129 (76,075 (76,075 (76,075 (76,075 (76,075 (76,075 (76,075 (76,075 (77,140 (77,470 (73,712 (73,712 (74,082 (74,681 (77,486 (77,486 (77,486 (77,486 (77,486 (77,486 (77,486 (77,486 (77,486 (77,486 (77,486 (77,486 (77,914,716 (79,34,215 | | | | |
| 未払金 未払手数料 未払委託計算費 その他未払金 未払費用 未払法人税等 賞与引当金 役員賞与引当金 で | | | 54,129 | 44,611 |
| 未払委託計算費 | | | | • |
| *1 2,402,840 3,018,571 未払費用 | | | 76,075 | |
| 未払責用 473,470 375,145 未払法人税等 賞与引当金 役員賞与引当金 流動負債合計 固定負債 退職給付引当金 長期未払費用 固定負債合計 個定負債合計 の合計 173,718 412,988 33,323,273 14,992,919 10 365,135 430,701 473,470 375,145 123,120 144,523 16,620 11,907 365,135 430,701 77,486 - 442,621 430,701 442,621 430,701 3,765,894 4,523,620 (純資産の部) 442,621 430,701 株主資本金 130,000 130,000 利益剰余金 6,804,215 7,914,716 利益剰余金合計 6,804,215 7,914,716 株主資本合計 6,934,215 8,044,716 評価・換算差額等 - 92,207 純資産合計 - 92,207 純資産合計 - 92,207 純資産合計 - 92,207 純資産商等合計 - 92,207 純資産商等合計 - 92,207 純資産商等合計 - 92,207 純資産商等合計 - 92,207 純資産の部分 - 92,207 ・ - 92,207 ・ - 92,207 ・ - 92,207 ・ <th></th> <th></th> <th>3,301</th> <th></th> | | | 3,301 | |
| 未払法人税等 賞与引当金 173,718 412,988 役員賞与引当金 123,120 144,553 流動負債合計 16,620 11,907 流動負債合計 3,323,273 4,092,919 退職給付引当金長期未払費用 77,486 - 固定負債合計 442,621 430,701 負債合計 3,765,894 4,523,620 (純資産の部)株主資本会利益剰余金 繰越利益剰余金 経機起利益剰余金 130,000 130,000 利益剰余金合計株主資本合計 評価・換算差額等 6,804,215 7,914,716 株主資本合計 評価・換算差額等 6,934,215 8,044,716 中価・換算差額等合計 | | *1 | | |
| 賞与引当金 | | | | |
| 役員賞与引当金 16,620 11,907 流動負債合計 3,323,273 4,092,919 目定負債 退職給付引当金 365,135 430,701 長期未払費用 77,486 - | 未払法人税等 | | | |
| 流動負債合計 固定負債 退職給付引当金 長期末払費用 固定負債 固定負債合計 | | | | |
| 固定負債 退職給付引当金 長期未払費用 77,486 - 固定負債合計 442,621 430,701 負債合計 3,765,894 4,523,620 (純資産の部) 株主資本金 利益剰余金 その他利益剰余金 利益剰余金合計 株主資本合計 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計 - 92,207 純資産合計 6,934,215 8,136,923 | | | | |
| 退職給付引当金 長期未払費用 | | | 3,323,273 | 4,092,919 |
| 長期未払費用 | 固定負債 | | | |
| 固定負債合計442,621430,701負債合計3,765,8944,523,620(純資産の部) 株主資本金 利益剰余金 保越利益剰余金 保越利益剰余金合計 株主資本合計 評価・換算差額等合計 評価・換算差額等合計130,000 <th></th> <th></th> <th></th> <th>430,701</th> | | | | 430,701 |
| 負債合計3,765,8944,523,620(純資産の部) 株主資本金 利益剰余金 保越利益剰余金 保越利益剰余金合計 株主資本合計 評価・換算差額等 評価・換算差額等合計130,000 <b< th=""><th></th><th></th><th></th><th>-</th></b<> | | | | - |
| (純資産の部) 株主資本 資本金 利益剰余金 一次の他利益剰余金 ・ | | | | |
| 株 主 資 本 資本金 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 料益剰余金合計 株主資本合計 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計 統 資 産 合 計 | 負 | | 3,765,894 | 4,523,620 |
| 株 主 資 本 資本金 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 料益剰余金合計 株主資本合計 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計 統 資 産 合 計 | | | | |
| 資本金 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 ・ | | | | |
| 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 利益剰余金合計 株主資本合計 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計 純 資 産 合 計 利益利余金合計 6,804,215 6,804,215 6,934,215 8,044,716 - 92,207 第 92,207 6,934,215 | | | | |
| その他利益剰余金 繰越利益剰余金6,804,2157,914,716利益剰余金合計 株主資本合計 評価・換算差額等 子の他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計6,804,2157,914,716その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計-92,207純 資 産 合 計6,934,2158,136,923 | | | 130,000 | 130,000 |
| 繰越利益剰余金6,804,2157,914,716利益剰余金合計6,804,2157,914,716株主資本合計6,934,2158,044,716評価・換算差額等-92,207純 資 産 合 計6,934,2158,136,923 | | | | |
| 利益剰余金合計 株主資本合計 評価・換算差額等 子の他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計6,804,215 6,934,2158,044,716 8,044,716ごである (本) 資産合計- 6,934,21592,207 8,136,923 | | | | |
| 株主資本合計 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計6,934,215 92,207 92,207 6,934,2158,044,716 | 1 | | | |
| 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計92,207純資産合計6,934,2158,136,923 | | | | |
| その他有価証券評価差額金-92,207評価・換算差額等合計-92,207純 資 産 合 計6,934,2158,136,923 | | | 6,934,215 | 8,044,716 |
| 評価・換算差額等合計-92,207純 資 産 合 計6,934,2158,136,923 | | | | |
| 純 資 産 合 計 6,934,215 8,136,923 | | | - | |
| 純 資 産 合 計 6,934,215 8,136,923 | | | - | 92,207 |
| | 純 資 産 合 計 | | 6,934,215 | 8,136,923 |
| | 負債・純資産合計 | | 10,700,109 | |
| 1 | <u> </u> | | | |

(2)【損益計算書】

| | | | 有価証券届出書(内国投 |
|--------------------------------|----|---------------------|---------------------|
| | 期別 | 第13期 | 第14期 |
| | 注記 | (自平成20年4月 1日 | (自平成21年4月 1日 |
| | 番号 | 至平成21年3月31日) | 至平成22年3月31日) |
| 科目 | | 金額 | 金額 |
| | | 千円 | 千円 |
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 4,002,651 | 2,885,186 |
| 投資顧問料 | | 6,167,403 | |
| 運用受託報酬 | | | 4,880,564 |
| その他営業収益 | *1 | 1,886,868 | 2,487,200 |
| 営業収益計 | | 12,056,922 | 10,252,950 |
| 営業経費 まれま物料 | | 1 212 062 | 4 040 025 |
| 大払手数料 広告宣伝費 | | 1,312,963 68,891 | 1,010,035 36,968 |
| 公口里以复 公告費 | | 2,307 | 772 |
| ログログログログログログログログログログログログログ 調査費 | | 2,307 | 112 |
| · 調査費 | | 185,290 | 127,088 |
| 図書費 | | 4,901 | 5,463 |
| | | 207,888 | 389,045 |
| 営業雑経費 | | | |
| 通信費 | | 48,453 | 48,264 |
| 印刷費 | | 30,359 | 21,585 |
| 協会費 | | 12,231 | 10,783 |
| 諸会費 | | 1,837 | 1,924 |
| 営業経費計 | | 1,875,120 | 1,651,927 |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | | 50,400 | 54.004 |
| 人 | | 58,102 | 54,934 |
| 役員賞与 給料手当 | | 75,183 2,438,605 | 57,761 1,994,265 |
| | | 689,346 | 987,706 |
| | | 9,451 | 17,258 |
| 」 旅費交通費 | | 118,036 | 80,603 |
| | | 54,537 | 52,934 |
| 不動産賃借料 | | 1,000,616 | 1,351,674 |
| 退職給付費用 | | 92,614 | 51,809 |
| 退職金 | | 171,890 | 147,304 |
| 固定資産減価償却費 | | 450,336 | 185,352 |
| 賞与引当金繰入 | | 123,120 | 144,553 |
| 役員賞与引当金繰入 | | 16,620 | 11,907 |
| 関係会社付替費用 | *1 | 973,715 | 828,418 |
| 諸経費 | | 779,842 | 629,257 |
| 一般管理費計 | | 7,052,013 | 6,595,735 |
| 営業利益 営業が開発 | | 3,129,789 | 2,005,288 |
| 営業外収益 | | 2 400 | 2.044 |
| 人 受取配当金 受取利息 | | 2,469 4,680 | 2,844 695 |
| 文取利息 投資有価証券売却益 | | 4,000 | - |
| その他営業外収益 | | 74 | 3,593 |
| 営業外収益計 | | 7,265 | 7,132 |
| 営業外費用 | | ,,200 | 7,102 |
| 通貨オプション評価損 | | - | 16,689 |
| 為替差損 | | 185 | 275 |
| その他営業外費用 | | 0 | 1 |
| 営業外費用計 | | 185 | 16,965 |
| 経常利益 | | 3,136,869 | 1,995,455 |
| | 1 | | |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | *2 | 156,148 | 593 |
| 事務所移転費用 | | 531,432 | <u> </u> |
| 特別損失計 | | 687,580 | 593 |
| 税引前当期純利益 | | 2,449,289 | 1,994,862 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,062,283 | 927,337 |
| 法人税等調整額 | | 7,748 | 42,976 |
| 法人税等計 | | 1,054,535 | 884,361 |
| 当期純利益 | | 1,394,754 | 1,110,501 |
| | | ', | , -, |

(3)【株主資本等変動計算書】

| 第13期 | 第14期 |
|--------------|--------------|
| (自平成20年4月 1日 | (自平成21年4月 1日 |
| 至平成21年3月31日) | 至平成22年3月31日) |
| 千円 | 千円 |

| 1 44 ->- '20' -L- | 1 | 有価証券届出書(内国投 |
|------------------------------|-------------|------------------|
| 株主資本 資本金 | | |
| 前期末残高 | 130,000 | 130,000 |
| 当期変動額 | | , - |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 130,000 | 130,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 5,409,461 | 6,804,215 |
| 当期変動額 | 1, 100, 100 | 2,221,=10 |
| 当期純利益 | 1,394,754 | 1,110,501 |
| 当期変動額合計 | 1,394,754 | 1,110,501 |
| 当期末残高 | 6,804,215 | 7,914,716 |
| 利益剰余金合計 | F 400 464 | 6 004 045 |
| 前期末残高 当期変動額 | 5,409,461 | 6,804,215 |
| 当期純利益 | 1,394,754 | 1,110,501 |
| 当期変動額合計 | 1,394,754 | 1,110,501 |
| 当期末残高 | 6,804,215 | 7,914,716 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 5,539,461 | 6,934,215 |
| 当期変動額 当期純利益 | 1,394,754 | 1,110,501 |
| 当期武利血当期变動額合計 | 1,394,754 | 1,110,501 |
| 当期末残高 | 6,934,215 | 8,044,716 |
| 評価・換算差額等 | | -,- , |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 前期末残高 | - | - |
| 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変更額(純額) | | 92,207 |
| | | 92,207 |
| 当期末残高 | _ | 92,207 |
| 評価・換算差額等合計 | | -, |
| 前期末残高 | - | - |
| 当期変動額 | | 00.007 |
| 株主資本以外の項目の当期変更額(純額) | - | 92,207 |
| 当期変動額合計 当期末残高 | - | 92,207 92,207 |
| 純資産合計 | | 32,201 |
| 前期末残高 | 5,539,461 | 6,934,215 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 1,394,754 | 1,110,501 |
| 株主資本以外の項目の当期変更額(純額) | 4 204 754 | 92,207 |
| 当期変動額合計 | 1,394,754 | 1,202,708 |
| 当期末残高 | 6,934,215 | 8,136,923 |
| | | |

重要な会計方針

| 期別 | 第13期 (自平成20年4月 1日 | 第14期 (自平成21年4月 1日 |
|-----------------------|--|--|
| 項目 | 至平成21年3月31日) | 至平成22年3月31日) |
| 1 有価証券の評価基準及 び評価方法 | その他有価証券(時価のあるもの) 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 | その他有価証券 (時価のあるもの) |
| 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | | デリバティブ 時価法 |
| 3 固定資産の減価償却の 方法 | (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主 な耐用年数は下記のとおりであります。 | (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主 な耐用年数は下記のとおりであります。 |
| | 建物 10年 器具備品 3 ~ 8年 | 建物 10年 器具備品 3 ~ 8年 |

(会計方針の変更)

従来、有形固定資産の減価償却の方法は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く。)は定額法)によっておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。当該変更は、当事業年度における事業所の移転を契機に、固定資産の使用状況の見直しを行った結果、当社の固定資産は経済的耐用年数期間中において安定的に使用されるため、各事業年度に減価償却費を均等に配分し、期間損益計算の一層の適正化を図るために行われるものであります。

これに伴う営業利益、経常利益及び税引 前当期純利益に与える影響額は軽微であ ります。

なお、当該会計方針の変更については、平成21年3月において事務所の移転を行ったことを契機として、当社の減価償却方法の見直しを行ったことによるものであり、具体的な検討が当中間会計期間末後に実施されたため、当中間会計期間は従来の方法によっております。これに伴う当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

有形固定資産は、従来、税法耐用年数を適用して減価償却を行っておりましたが、平成21年3月に事業所を移転したことに伴い、建物の使用状況等と比較した結果、従来採用していた耐用年数と実績に基づく使用可能予測期間に乖離が生じていることが判明されたため、使用可能予測期間に基づく経済的耐用年数を採用しております。経済的耐用年数の採用にあたっては、主に建物の賃貸借契約期間に基づき10年で償却を行っております。

これに伴う営業利益、経常利益及び税引 前当期純利益に与える影響額は軽微であ ります。

(2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) リース資産

`リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左

(3) リース資産 同 左

4 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不可能見込 額を計上しております。なお、当期の計上 額はありません。

(2)賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給 見込額の当期負担分を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充て るため、支給見込額に基づき当事業年度に 見合う分を計上しております。

(1)貸倒引当金 同 左

(2)賞与引当金 同 左

(3)役員賞与引当金 同 左

| アライアンス・バーンスタイン株式会社(E12480) |
|----------------------------|
| 有価証券届出書(内围投資信託受益証券) |

| ı | i i | | |
|-----------------------------------|---|-------------------|--|
| | (4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、「退職 給付会計に関する実務指針」(日本公認会 計士協会 会計制度委員会報告第13号)に 定める簡便法(期末自己都合要支給額を退 職給付債務とする方法)により、当期末に おいて発生していると認められる額を計 上しております。 | (4)退職給付引当金 同 左 | |
| 5 その他財務諸表作成の ための基本となる重要な 事項 | | 同 左 | |

会計処理方法の変更

| 第13期 | 第14期 |
|---|--|
| (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日) | |
| エール21年3月31日) (リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 | 生十成22年3月31日) |
| ります。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に 与える影響はありません。 | |
| 一つん ひが 首はの り み ヒル。 | (資産除去債務に関する会計基準) 「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)が平成22年3月31日以前に開始する事業年度から適用できることになったことに伴い、当事業年度からこれらの会計基準等を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ41,040千円減少しております。 |

表示方法の変更

| 第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日) | 第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日) |
|---|--|
| | (貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度より「未収運用受託報酬」として計上しております。 |
| (損益計算書) 前事業年度において「諸経費」に含めて表示しておりました「関係会社付替費用」は、金額的重要性が増したため区分掲記しております。 | (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示してお りましたものは、当事業年度より「運用受託報酬」とし て計上しております。 |

追加情報

| 第13期 | 第14期 |
|--------------|--------------|
| (自平成20年4月 1日 | (自平成21年4月 1日 |
| 至平成21年3月31日) | 至平成22年3月31日) |
| (従業員賞与) | 至 |

アライアンス・バーンスタイン株式会社(E12480) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| │ 従業員に係る賞与のうち、従来は親会社であるアライア |
|-----------------------------|
| ンス・バーンスタイン・エル・ピーが負担していた従業 |
| 員報酬制度の一部を、平成20年4月1日より当社の賞与制 |
| 度に移行しました。 |
| |

この従業員賞与制度の採用に伴い、当事業年度より本制度の賞与支給額を賞与に含めて計上しており、未払分をその他未払金に計上しております。

注記事項 (貸供対照実関係)

| (貸借対照表関係) | | | |
|----------------------------|-------------------|-------------------------------|---------------|
| 第13期 | | 第 | 到4期 |
| (平成21年3月31日 | 現在) | (平成22年 | 3月31日 現在) |
| *1 各科目に含まれている関係会のとおりであります。 | 社に対するものは以下 | *1 各科目に含まれているのとおりであります。 | 関係会社に対するものは以下 |
| 未収入金 | 1,761,851 千円 | 未収入金 | 4,934,878 千円 |
| その他未払金 | 906,129 千円 | | 2,953,793 千円 |
| *2 有形固定資産の減価償却累計 | 類け以下のとおりであ | *2 有形固定資産の減価償 | 却累計額は以下のとおりであ |
| ります。 | RISK FOLD 5 CW | - 2 hル固定資産の機価債 - ります。 - | がいます。 |
| 建物 | 9,491 千円 | 建物 | 124,710 千円 |
| 器具備品 | 79,724 千円 | | 146,918 千円 |
| *3 無形固定資産の償却累計額はす。 | 以下のとおりでありま | *3 無形固定資産の償却累 す。 | 計額は以下のとおりでありま |
| ソフトウェア | 5,863 千円 | ソフトウェア | 8,286 千円 |

| <u>(損盆計昇者以係 <i>)</i> </u> | | | |
|----------------------------|--------------|-----------------|--------------|
| 第13期 | | 第14 | 期 |
| (自平成20年4月 1日 | | (自平成21年 | |
| 至平成21年3月31日) | | 至平成22年 | ₹3月31日) |
| *1 各科目に含まれている関係会社に対 | するものは以下 | *1 各科目に含まれている関 | 係会社に対するものは以下 |
| のとおりであります。 | | のとおりであります。 | |
| | | | |
| その他営業収益 | 1,886,868 千円 | | 2,414,487 千円 |
| 関係会社付替費用 | 973,715 千円 | 関係会社付替費用 | 828,418 千円 |
| | | | |
| *2 固定資産除却損は、以下のとおりであ | 5ります。 | *2 固定資産除却損は、以下の | |
| 建物 | 141,821 千円 | | 593 千円 |
| 器具備品 | 13,952 千円 | | |
| ソフトウエア | 374 千円 | | |
| | | | |

(株主資本等変動計算書関係)

| 貝个守女劉司 异百烷烷 / | | |
|---------------|--------------|--|
| | 第13期 | |
| | (自平成20年4月 1日 | |
| | 至平成21年3月31日) | |
| | | |

発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|-------|--------|---------|---------|--------|
| | 株式数(株) | 株式数(株) | 株式数(株) | 株式数(株) |
| 普通株式 | 2,600 | - | - | 2,600 |

| 第14期 |
|--------------|
| (自平成21年4月 1日 |
| 至平成22年3月31日) |

発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|-------|--------|---------|---------|--------|
| | 株式数(株) | 株式数(株) | 株式数(株) | 株式数(株) |
| 普通株式 | 2,600 | = | - | 2,600 |

(リーマ取引関係)

| 第13期 | 第14期 |
|--------------|--------------|
| (自平成20年4月 1日 | (自平成21年4月 1日 |
| 至平成21年3月31日) | 至平成22年3月31日) |

ファイナンス・リース取引(借主側) (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主としてコピー機(器具備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載 のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引 については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方法に よっており、その内容は以下のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及 び期末残高相当額

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容

主としてコピー機(器具備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額

| FT7/目/邢安百 | <u>器具備品</u> | <u>合計</u> ェm | HT7 /目 / 邢 安百 | <u>器具備品</u> エロ | | <u>合計</u> エロ |
|-----------|-------------|-----------------|---------------|-------------------|---|-----------------|
| 取得価額 | 千円 | | 取得価額 | 千円 | | 千円 |
| 相当額 | 6,603 | | 相当額 | 6,603 | | 6,603 |
| 減価償却 | | | 減価償却 | | | |
| 累計額 | 3,901 | 3,901 | 累計額 | 5,705 | | 5,705 |
| 相当額 | | | 相当額 | | _ | , |
| 期末残高 | <u> </u> | | 期末残高 | | _ | · |
| 相当額 | 2,702 | 2,702 | 相当額 | 898 | _ | 898 |

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有 形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利 子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額

 1年以内
 1,803 千円

 1年超
 899 千円

 合計
 2,702 千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース 料期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、支 払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 減価償却相当額 5,373千円 5,373千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 によっております。

同左

未経過リース料期末残高相当額

1年以内 ____1年超___ 合計 898 千円 - 千円 898 千円

同左

支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,583千円

支払リース料 1,583千円 減価償却相当額 1,583千円

減価償却費相当額の算定方法

同左

2. オペレーティング・リース取引(借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料

> 1 年内 _____1 年超 合計

1,209,802 千円 3,226,138 千円 4,435,940 千円

(資産除去債務関係)

第14期

(自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。 資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(金融商品関係)

第14期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払金はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。

差入保証金は、建物所有者との間で締結している定期建物賃貸借契約に基づいて発生している差入敷金でありま す。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針でありま す。

(2)金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際して は、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っておりま す。

営業債権である未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託し ており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されるこ とは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへ の営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほ とんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒さ れておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うこと により時価変動のモニタリングを行っております。

差入保証金は、信用リスクに晒されておりますが、経理部が主要な取引先の財務状況を定期的にモニタリングし ております。

デリバティブ取引は営業債権に係る為替変動リスクの軽減を目的として、通貨オプション取引を行っておりま す。 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティ ブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれ ています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当 該価額が異なることもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契 約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

| 第14期(平成22年3月31日現在) (単位:千 | | | | | |
|---|------------|-----------|---------|--|--|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | | |
| 預金 | 1,162,198 | 1,162,198 | - | | |
| 未収入金 | 4,937,378 | 4,937,378 | - | | |
| 未収委託者報酬 | 313,030 | 313,030 | - | | |
| 未収運用受託報酬 | 1,938,640 | 1,938,640 | - | | |
| 投資有価証券 | 961,465 | 961,465 | - | | |
| 長期差入保証金(*1) | 850,831 | 629,941 | 220,890 | | |
| 資産計 | 10,163,542 | 9,942,652 | 220,890 | | |
| 未払手数料 | 80,888 | 80,888 | - | | |
| その他未払金 | 3,018,571 | 3,018,571 | - | | |
| 未払法人税等 | 412,988 | 412,988 | - | | |
| 負債計 | 3,512,447 | 3,512,447 | - | | |
| デリバティブ取引 | 935 | 935 | - | | |

- (*1)貸借対照表価額との差額は、敷金が返還されない部分に関する未償却額です。
- (注1)金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
- (1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等 これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿 価額によっております。
- (2)投資有価証券及びデリバティブ取引

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。デリバティブ取引は、「デリバティブ 取引関係」をご参照下さい。

(3)長期差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした 利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

| 1年以内 | 1年超 | 2年超 | 3年超 | 4年超 | 5年超 | |
|------|------|------|------|------|-----|--|
| | 2年以内 | 3年以内 | 4年以内 | 5年以内 | | |

| 預金 | 1,162,198 | - | - | - | 1 | - |
|-------|-----------|---|---|---|---|---|
| 未収入金 | 4,937,378 | - | - | - | - | - |
| 未収委託者 | | | | | | |
| 報酬 | 313,030 | - | - | - | - | - |
| 未収運用受 | | | | | | |
| 託報酬 | 1,938,640 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 8,351,246 | - | - | - | - | - |

(追加情報)

当事業年度から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

第13期(平成21年3月31日現在)

- 1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。
- 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:千円)

| 売 却 額 | 売却益の合計 | 売却損の合計 |
|-------|--------|--------|
| 2,042 | 42 | ı |

第14期(平成22年3月31日現在)

1. その他有価証券

(単位:千円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------|----------------|----------|---------|---------|
| | (1)株式 (2)債券 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が | 国債・地方債 等 | - | - | - |
| 取得原価を超えるもの | 社債 | - | - | - |
| 199 | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 961,465 | 806,000 | 155,465 |
| | 小計 | 961,465 | 806,000 | 155,465 |
| | (1)株式 (2)債券 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が | 国債・地方債 等 | - | - | - |
| 取得原価を超えない | 社債 | - | - | - |
| もの | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | - | - | - |
| | 小計 | - | - | - |
| 合語 | it | 961,465 | 806,000 | 155,465 |

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位:千円)

/出位, 七四、

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------------|-------|---------|---------|
| (1)株式 | - | 1 | - |
| (2)債券 | | | |
| 国債・地方債等 | - | - | - |
| 社 債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3)その他 | 1,999 | - | 1 |
| 合計 | 1,999 | 1 | 1 |

(デリバティブ取引関係)

第13期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 該当事項はありません。

第14期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| () 世貝) 理 |) | | | <u>(単位:十円)</u> | | | | | |
|--------------|-------|------------------|-------|----------------|--|--|--|--|--|
| | 取引の種類 | 第14期(平成22年3月31日) | | | | | | | |
| 区分 | | 契約額等 | 時価 | 評価損益 | | | | | |
| | | うち1年超 | h4JIM | 计测换金 | | | | | |

| 市場取引 以外の取引 | 通貨オプション取引 売建 プット 米ドル | 2,295,000 (17,624) | - | 935 | 16,689 |
|---------------|----------------------------|-----------------------|---|-----|--------|
| | 合計 | 2,295,000 (17,624) | 1 | 935 | 16,689 |

(注)1.時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。 2.契約額等の欄の()の金額は通貨オプション取引のオプション料です。

(很職給付関係)

| (这概和1757次) | | | |
|--|----------|--|-----------|
| 第13期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日) | | 第14期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日) | |
| 1.採用している退職金制度の概要 退職一時金制度を採用しております。 | | 1.採用している退職金制度の概要 同左 | |
| 2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 36 | 65,135千円 | 2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 | 430,701千円 |
| 3.退職給付費用に関する事項 退職給付費用 | 92,614千円 | 3.退職給付費用に関する事項 退職給付費用 | 51,809千円 |

| <u>(ストツク・オフンヨブ寺関係)</u> | |
|-------------------------------|----------------------------|
| 第13期 | 第14期 |
| (自 平成20年4月 1日 | (自 平成21年4月 1日 |
| 至 平成21年3月31日) | 至 平成22年3月31日) |
| 1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費 | 1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費 |
| 用計上額及び科目名 | 用計上額及び科目名 |
| 給料 24,236千円 | │ 給料 18,037千円 |
| | |
| 2.ストック・オプション等の内容 | 2.ストック・オプション等の内容 |
| 当社は、親会社であるアライアンス・バーンスタイン・ | 同左 |
| エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受 | |
| 領する株式報酬に係る費用を負担しておりますが、これ | |
| らの費用については、「ストック・オプション等に関す | |
| る会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27 | |
| 日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の | |
| 適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5 | |
| 月31日)に準じた方法により会計処理をしております。 | |
| 7301日 / に中のたがねにより公司を発生していりより。 | |
| | |

(粉勃田人) 問係 \

| _(税効果会計関係) | | | |
|---|--|---|---|
| 第13期 | | 第14期 | |
| (平成21年3月31日現在) | | (平成22年3月31日現在) | |
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 | の主な原因別の | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 | の主な原因別の |
| 内訳 | | 内訳 | |
| 繰延税金資産 | 千円 | │ 繰延税金資産 | 千円 |
| 流動資産 | | 流動資産 | |
| 未払事業税否認 | 16,469 | 未払事業税否認 | 34,158 |
| 未払費用否認 | 223,539 | 未払費用否認 | 106,785 |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 50,098 | 賞与引当金損金算入限度超過額 | 58,819 |
| 貯蔵品 | 3,767 | 貯蔵品 | 4,565 |
| 固定資産 減価償却超過額 退職給付引当金損金算入限度超過額 一括償却資産損金算入限度超過額 長期未払費用否認 親会社株式報酬制度負担額 繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金資産計 | 3,967 154,912 1,015 27,090 24,342 505,199 | 固定資産 減価償却超過額 退職給付引当金損金算入限度超過額 一括償却資産損金算入限度超過額 長期未払費用否認 親会社株式報酬制度負担額 原状回復費用否認 繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金資産計 | 39,597 175,993 601 77,885 31,681 18,091 548,175 |
| | | 固定負債 その他有価証券評価差額金 繰延税金負債計 繰延税金資産の純額 | 63,259 63,259 484,916 |
| 2.法定実効税率と税効果会計適用後の治 担率との差異の原因となった主要な項 法定実効税率 | | □ 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法 □ 担率との差異の原因となった主要な項[□ 法定実効税率 | |

(調整) (調整) 交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない 交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない 3.6 2.5 項目 項目 その他 0.1 その他 0.0 税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.3%

(関連当事者情報)

第13期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又 は出資金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|---------|--------------------------------------|--------------|-------------------|------------------------|------------------|-------------|-----------|------------|--------------|
| 如人址 | アライアンス・ | ライアンス・ フメリカ合衆国 - ンスタイン ニューヨーク州 | 4,530,574 | 投資顧 | (被所有) | 当社設定・) 運用商品の | その他 営業収益 | 1,886,868 | 未収入金 | 1,719,841 |
| 親会社 | ・エル・ピー | ニューヨーク州 | 千米ドル | 問業 | 間接100.0 | 運用を 再委託 | 諸経費 の支払 | 973,715 | その他 未払金 | 906,129 |

(注)1.上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

| (4) /0/ | <u> </u> | | | | | | | | | |
|-------------|------------------------------------|-------------------|----------------|-------------------|------------------------|----------------------|------------|------------|------------|--------------|
| 種類 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又 は出資金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
| 親会社の | アライアンス・ バーンスタイン | アメリカ合衆国 デラウェア州 | 16,505 千米ドル | 証券業 | 無し | 投信商品 に関する 顧問業務 | 費用の 立替払 | 67,277 | 未収入金 | 40,503 |
| 子会社 | ・インベストメ ンツ・インク | ニュー・キャッス ル郡 | | | | | 費用の 立替払 | 24 | その他 未払金 | - |
| 親会社の 子会社 | アライアンス・ バーンスタイン 中国香港 香港リミテッド | 中国未进 | 80,000 | 投資顧 | 4m. I | 出向者 | 費用の 立替払 | 31,006 | 未収入金 | 1,506 |
| 子会社 | | 千香港ドル | 問業 | 無し | の派遣 | 費用の 立替払 | 710 | その他 未払金 | - | |

(注) 1.上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク(非上場) アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(非上場) アクサ・フィナンシャル・インク(非上場) アクサ(ユーロネクスト証券取引所に上場)

第14期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

| <u> </u> | $\pi \Delta \Pi X \cup \Pi X$ | <u> </u> | | | | | | | | |
|----------|------------------------------------|----------|--------------|-------------------|------------------------|----------------|-------------|-----------|------------|--------------|
| 種類 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又 は出資金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
| 親会社 | アライアンス・ ア バーンスタイン ニ ・エル・ピー ニ | アメリカ合衆国 | 4,899,272 | 投資顧 | | 当社設定・ 運用商品の | その他 営業収益 | 2,414,487 | 未収入金 | 4,932,606 |
| | | ニューヨーク所 | 千米ドル | 問業 | 間接100.0 | 運用を 再委託 | 諸経費 の支払 | 828,418 | その他 未払金 | 2,953,130 |

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又 は出資金 | 事業の 内容又 所有(被所 は職業 有)割合 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) | |
|----|--------|----|--------------|------------------------------------|--|-------|-----------|----|--------------|--|
|----|--------|----|--------------|------------------------------------|--|-------|-----------|----|--------------|--|

| 会社の P会社 | アライアンス・ バーンスタイン ・ルクセンブル グ・エス・エイ | | 3,300 千ユーロ | 証券業 | 無し | 投信商品 に関する 顧問業務 | 費用の 立替払 | 2,272 | 未収入金 | 2,272 |
|------------|--|------|-----------------|--------|----|----------------------|------------|--------|------|-------|
| 会社の 子会社 | アライアンス・ バーンスタイン 香港リミテッド | 中国香港 | 80,000 千香港ドル | 投資顧 問業 | 無し | 出向者 の派遣 | 費用の 立替払 | 13,637 | 未収入金 | - |

(注)1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等 上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク(非上場) アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(非上場) アクサ(ユーロネクスト証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| 項目 | 第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日) | 第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日) |
|------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 2,667,006 円 00 銭 | 3,129,585円 59 銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 536,444 円 03 銭 | 427,115 円 67 銭 |
| | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当 期純利益については、潜在株式が存 在しないため記載しておりません。 |

(注)1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下の通りであります。

| | 項目 | 第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日) | 第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日) |
|-----|------------------|--------------------------------------|---|
| ŀ | | 主十成21年3月31日) | 主十八八八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八 |
| | 当期純利益 (千円) | 1,394,754 | 1,110,501 |
| | 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| | 普通株式に係る当期純利益(千円) | 1,394,754 | 1,110,501 |
| | 期中平均株式数 | 2,600 | 2,600 |
| - 1 | | | |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1)中間貸借対照表

| 1) | 中間貸借対照表 | | | |
|-----|--|----------------|----------|--|
| | | 期別 | 注記 | 第15期 中間会計期間末 (平成22年9月30日現在) |
| | 科 目 | | 番号 | 金額 |
| | (資産の部) 流動資産 現金及び預金 未収入金 未収委託者報酬 未収運用受託報酬 繰延税金資産 その他 | 达新资产 会社 | | 千円 977,301 6,252,998 363,218 1,914,724 491,686 212,312 |
| | 固 定 資 産 有形固定資産 建物 器具備品 無形固定資産 投資その他の資産 投資有価証券 長期差入保証金 繰延税金資産 その他 | 流動資産合計 | *1 *1 | 10,212,239 973,034 328,721 5,491 986,027 1,184,124 274,569 81,120 3,833,086 |
| | 資 産 合 計 | <u> </u> | | 14,045,325 |
| | (負債の部) 流動負債 未払金 未払手数料 その他未払金 未払費用 未払法人税等 賞賞与引当金 役員賞与引当金 その他 固 に し し し し し し し し し し し し し し し し し し し | 流動負債合計固定負債合計 | *2 | 84,174 4,077,934 472,733 305,576 549,052 40,000 56,329 5,585,798 209,493 119,289 328,782 |
| | 負債合計 | | | 5,914,580 |
| | (純資産の部) 株主資本 1.資本金 2.利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 利益剰余金合計 株主資本合計 評価・換算差額等 | | | 7,893,971 7,893,971 8,023,971 |
| | その他有価証券評価差額金 | | | 106,774 |
| | 評価・換算差額等合計 | | | 106,774 |
| | 純 資 産 合 計 | | | 8,130,745 |
| | 負債・純資産合計 | | | 14,045,325 |
| - 1 | | | | |

(2)中間損益計算書

| -, . | 1-0177 | | | | |
|------|---------------------|---|---|----------|---|
| | | 期 | 別 | 注記 番号 | 第15期 中間会計期間 (自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日) |
| 科 | - 目 | | | | 金額 |
| | | | | | 千円 |
| | 委託者報酬 | | | | 1,333,217 |
| | 運用受託報酬 | | | | 2,138,182 |
| | その他営業収益 | | | | 930,781 |
| | 営業収益計 | | | | 4,402,180 |
| | 営業費用及び一般管理費 営業費用 | | | | |
| | | | | | 400,400 |
| | 支払手数料 | | | | 460,162 |
| | その他 | | | | 366,839 |

| | | 有侧趾分庙山青 (内国投) |
|--------------|----|----------------|
| 一般管理費 | *1 | 3,445,565 |
| 営業費用及び一般管理費計 | | 4,272,566 |
| 営 業 利 益 | | 129,614 |
| 営業外収益 | *2 | 3,099 |
| 営業外費用 | | 152 |
| 経 常 利 益 | | 132,561 |
| 特別損失 | *3 | 151,546 |
| 税引前中間純損失() | | 18,985 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 293,092 |
| 法人税等調整額 | | 291,332 |
| 法人税等合計 | | 1,760 |
| 中間純損失() | | 20,745 |
| | | |

| | 第15期 中間会計期間 (自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日) |
|---|---|
| 株主資本 | Ŧ |
| 資本金 | |
| 前期末残高 | 130,0 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期末残高 | 130,0 |
| 利益剰余金 | |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 ************************************ | 7.044 |
| 前期末残高 当中間期変動額 | 7,914,7 |
| 中間純損失() | 20,7 |
| 当中間期変動額合計 | 20,7 |
| 当中間期末残高 | 7,893,9 |
| 利益剰余金合計 | 7,095,8 |
| 前期末残高 | 7,914,7 |
| 当中間期変動額 | ,,,,,, |
| 中間純損失() | 20,7 |
| 当中間期変動額合計 | 20, |
| 当中間期末残高 | 7,893,9 |
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 8,044,7 |
| 当中間期変動額 | |
| 中間純損失() | 20,7 |
| 当中間期変動額合計 | 20, |
| 当中間期末残高 | 8,023,9 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 前期末残高 | 92,2 |
| 当中間期変動額 | 92, |
| サービ | 14,5 |
| 当中間期変動額合計 | 14, |
| 当中間期末残高 | 106, |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 前期末残高 | 92,2 |
| 当中間期変動額 | ŕ |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 14,5 |
| 当中間期変動額合計 | 14,5 |
| 当中間期末残高 | 106,7 |
| 純資産合計 (45.1.5) 古 | |
| 前期末残高 | 8,136,9 |
| 当中間期変動額 | 22 |
| 中間純損失() | 20,7 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 14,5 |
| 当中間期変動額合計 | 6,1 |
| 当中間期末残高 | 8,130,7 |

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| 期別 | 第15期 中間会計期間 |
|----|--------------|
| | (自平成22年4月 1日 |
| 項目 | 至平成22年9月30日) |

| | 有仙証券届出書(内国投資 |
|---------------------------------|---|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | 有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 |
| 2 固定資産の減価償却の方法 | (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであ ります。 建物 10年 器具備品 3 ~ 8年 |
| | (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。 |
| | (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |
| 3 引当金の計上基準 | (1)貸倒引当金…一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間期の計上額はありません。 |
| | (2)賞与引当金…従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 |
| | (3)役員賞与引当金…役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。 |
| | (4)退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (追加情報) |
| | 確定拠出年金法の施行に伴い、平成22年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 本移行に伴う損益に与える影響額は、ございません。 |
| 4 その他中間財務諸表作成のための基 本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理…税抜方式を採用しております。 |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第15期 中間会計期間末 (平成22年9月30日 現在)

*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

専力回定負達の減価負却系可能は次下のこのうでありより。 建物 器具備品

182,486 千円 179,371 千円

*2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間指益計算書関係)

| 中間預益計算曹関係) | |
|---------------------------------|------------|
| 第15期 中間会計期間 | |
| (自平成22年4月 1日 | |
| 至平成22年9月30日) | |
| *1 減価償却実施額は以下のとおりであります。 | |
| 有形固定資産 | 90,229 千円 |
| 無形固定資産 | 1,272 千円 |
| *2 営業外収益において、主要なものは以下のとおりであります。 | |
| 通貨オプション評価益 | 450 千円 |
| 受取配当金 | 2,424 千円 |
| 消費税還付加算金 | 154 千円 |
| *3 特別損失において、主要なものは以下のとおりであります。 | |
| 過年度修正損 | 151,546 千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

| 第15期 中間会計期間 | |
|--------------|--|
| (自平成22年4月 1日 | |
| 至平成22年9月30日) | |

発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末 |
|-------|--------|-----------|-----------|----------|
| | 株式数(株) | 株式数(株) | 株式数(株) | 株式数(株) |
| 普通株式 | 2,600 | - | - | 2,600 |

(リース取引関係)

第15期 中間会計期間 (自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主としてコピー機(器具備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引に ついては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方法によっており、その内容は以下のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

| | <u>器具備品</u> 千円 | <u>合 計</u> 千円 |
|------------|-------------------|------------------|
| 取得価額相当額 | 6,603 | 6,603 |
| 減価償却累計額相当額 | 6,196 | 6,196 |
| 中間期末残高相当額 | 407 | 407 |

なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料中間期末残高相当額

| 1年内 | 407 千円 |
|-----|--------|
| 1年超 | - 千円 |
| 合計 | 407 千円 |

なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料減価償却相当額

491 千円 491 千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| 1年内 | 1,209,802 千円 |
|-----|--------------|
| 1年超 | 2,621,237 千円 |
| 合計 | 3,831,039 千円 |

(資産除去債務関係)

第15期 中間会計期間 (自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。 資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約 に関連する美人動会が計しまれているため、当該動金の同じが景格的に目込めないと認められる全額を全理的に見

に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(金融商品関係)

第15期 中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

金融商品の時価に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

(単位:千円)

| | | , | |
|------------|----|----|--|
| 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | |

| 預金 | 977,301 | 977,301 | - |
|-------------|------------|------------|---------|
| 未収入金 | 6,252,998 | 6,252,998 | - |
| 未収委託者報酬 | 363,218 | 363,218 | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,914,724 | 1,914,724 | - |
| 投資有価証券 | 986,027 | 986,027 | - |
| 長期差入保証金(*1) | 849,104 | 647,768 | 201,336 |
| 資産計 | 11,343,372 | 11,142,036 | 201,336 |
| 未払手数料 | 84,174 | 84,174 | - |
| その他未払金 | 4,077,934 | 4,077,934 | - |
| 未払費用 | 472,733 | 472,733 | - |
| 未払法人税等 | 305,576 | 305,576 | - |
| 負債計 | 4,940,417 | 4,940,417 | - |
| デリバティブ取引 | 1,384 | 1,384 | - |

- (*1)中間貸借対照表価額との差額は、敷金が返還されない部分に関する未償却額です。
- (注1)金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
- (1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。
- (2)投資有価証券及びデリバティブ取引

・ 投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。デリバティブ取引は、「デリバティブ 取引関係」をご参照下さい。

(3)長期差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした 利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

第15期 中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

その他有価証券(単位:千円)

| 種類 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|-------------|------------|---------|---------|
| 中間貸借対照表計上額が | | | |
| 取得原価を超えるもの | | | |
| (1)株式 | - | - | - |
| (2)債券 | | | |
| 国債・地方債券 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3)その他 | | | |
| 投資信託受益証券 | 986,027 | 806,000 | 180,027 |
| 小計 | 986,027 | 806,000 | 180,027 |
| 中間貸借対照表計上額が | | | |
| 取得原価を超えないもの | | | |
| (1)株式 | - | - | - |
| (2)債券 | | | |
| 国債・地方債券 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3)その他 | | | |
| 投資信託受益証券 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 合計 | 986,027 | 806,000 | 180,027 |

(デリバティブ取引関係)

第15期 中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(通貨関連) (単位:千円)

| (| | | | | <u> </u> |
|----------------|-----------|-----------|------------|------------------|----------------------------|
| | | 第 | 15期中間会計期間: | 末(平成22年9月30E |]) |
| 区分 | 取引の種類 | 契約 | 額等 | n±/ = | ÷= /= += > / |
| | | | うち1年超 | 時価 | 評価損益 |
| →±8 ¤n ⊃ l | 通貨オプション取引 | | | | |
| 市場取引 以外の取引 | 買建 プット | 2,295,000 | | | |
| IN OUT THE THE | 米ドル | (17,624) | - | 1,384 | 16,240 |
| | 合計 | 2,295,000 | _ | 1,384 | 16,240 |
| | Н В І | (17,624) | | 1,304 | 10,240 |

(注)1.時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2.契約額等の欄の()の金額は通貨オプション取引のオプション料です。

(ストック・オプション等関係)

第15期 中間会計期間 (自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日)

1.ストック・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名

一般管理費

11,711 千円

2.ストック・オプション等の内容

当社は親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指 針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)に準じた方法により会計処理をしております。

(セグメント情報等)

「セグメント情報]

第15期 中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

「関連情報]

第15期 中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

| | | | | (1 = 1 13) |
|-----------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他営業収益 | 合計 |
| 外部顧客への売上高 | 1,333,217 | 2,138,182 | 930,781 | 4,402,180 |

2. 地域ごとの情報

| (1)売上高 | | | (単位:千円) |
|----------------|----|--------|---------|
| □ * | *田 | アイルランド | 스計 |

| 日本 | 米国 | アイルランド | 合計 |
|-----------|---------|--------|-----------|
| 3,494,651 | 896,328 | 11,201 | 4,402,180 |

⁽注)売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごと の有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

| 顧客の名称 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|------------------|---------|------------|
| アライアンス・バーンスタイン・エ | 896,328 | 投信投資顧問業 |
| ル・ピー | | |

(追加情報)

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及 び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を 適用しております。

(1株当たり情報)

| 項目 | 第15期 中間会計期間 (自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日) |
|------------|---|
| 1株当たり純資産額 | 3,127,209 円 79 銭 |
| 1株当たり中間純損失 | 7,978 円 70 銭 |
| | 潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式がないため、記載しておりません。 |

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は 以下のとおりであります

| (江ノ・小当たり、山町流町曲の井足工の | (江)「小コとり「山脈竹皿の井足工の坐版は、め下のこのりとめりる」。 | | |
|---------------------|------------------------------------|--|--|
| | 第15期 中間会計期間 | | |
| | (自平成22年4月 1日 | | |
| | 至平成22年9月30日) | | |
| 中間純損失(千円) | 20,745 | | |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | | |
| 普通株式に係る中間純損失(千円) | 20,745 | | |
| 期中平均株式数(株) | 2,600 | | |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

EDINET提出書類 アライアンス・バーンスタイン株式会社(E12480) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

該当事項はありません。

なお、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項 該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称:中央三井アセット信託銀行株式会社

資本金の額:11,000百万円(平成22年9月末現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信

託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名 称:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額:51,000百万円(平成22年9月末現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信

託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称:野村證券株式会社

資本金の額:10,000百万円(平成22年12月末現在)

事業の内容:金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社(Aコースおよびマザーファンドの投資顧問会社)

| 名 称 | 資本金の額 (平成21年12月末現在) | 事業の内容 |
|----------------------------------|--|-----------------------------|
| アライアンス・バーンスタイン・ エル・ピー | 48億99百万米ドル(約4,512億円) 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=92,10円(平成21年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。 | - 投資顧問会社とし ス |
| アライアンス・バーンスタイン・ リミテッド | 9百万英ポンド(約14億円) 英ポンドの邦貨換算レートは、1 英ポンド = 146.53円 (平成21年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対 顧客電信売買相場の仲値)によります。 | |
| アライアンス・バーンスタイン・ オーストラリア・リミテッド | 9百万オーストラリアドル(約8億円) オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラ リアドル=82.28円(平成21年12月30日の株式会社三菱 東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によりま す。 | |
| アライアンス・バーンスタイン・ 香港・リミテッド | 80百万香港ドル(約10億円) 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル=11.88円(平成21年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。 | |

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社の業務

A コースおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用に関する委託契約に基づき、信託財産の運用指図(国内余剰金の運用指図を除きます。)を行います。

3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクは、委託会社の全株を保有し、同社およびアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に、ロゴ・マークや図案等を採用することがあります。
- (2) 目論見書の別称として、「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。また、ファンドの名称について略称を追加記載する場合があります。
- (3) 目論見書に、届出書の記載内容を説明する図表等を記載することがあります。
- (4) 課税上は株式投資信託として取り扱われる旨記載することがあります。
- (5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (6) 交付目論見書表紙に以下の内容を記載します。

使用開始日等の日付 投資信託の財産は信託法により分別管理される旨 金融商品取引業にかかる登録番号等の委託会社情報 詳細な情報の入手方法

(7) 請求目論見書表紙裏に以下の内容を記載します。

投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨 登録金融機関で投資信託を購入した場合は、投資者保護基金の支払いの対象にならない旨 投資信託は金融商品等に投資するため、投資元本は保証されない旨 投資信託の収益や投資利回り等は未確定であり、ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は全て受益 者に帰属する旨

(8) 請求目論見書に信託約款を掲載します。

平成23年 2 月15日

アライアンス・バーンスタイン株式会社取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 櫻井 雄一郎

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 宮田 八郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり)の平成22年6月16日から平成22年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり)の平成22年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、 その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

Bコース(為替ヘッジなし)へ

平成23年 2 月15日

アライアンス・バーンスタイン株式会社取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 櫻井 雄一郎

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 宮田 八郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)の平成22年6月16日から平成22年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)の平成22年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、 その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書(当期)へ

平成22年6月21日

アライアンス・バーンスタイン株式会社 取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 加藤 真美業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が 別途保管しております。

委託会社の監査報告書(中間)へ

平成22年12月17日

アライアンス・バーンスタイン株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤真美 業務執行社員 公認会計士 加藤真美

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成22年8月16日

アライアンス・バーンスタイン株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 英 公一

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 櫻井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり)の平成21年12月16日から平成22年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり)の平成22年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、 その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

Bコース(為替ヘッジなし)へ

平成22年8月16日

アライアンス・バーンスタイン株式会社取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 英 公一

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 櫻井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)の平成21年12月16日から平成22年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)の平成22年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、 その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書(前期)へ

平成21年6月19日

アライアンス・バーンスタイン株式会社 取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 加藤 真美業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が 別途保管しております。